

第2章 子どもの現状と課題

子どもの状況や実態を把握するためには、子どもや保護者の視点に立ったデータの収集、蓄積、共有が必要となります。ここでは、平成29年度に実施した、子どもにやさしいまちづくり委員会による「第1次推進計画の中間報告書」、平成30年度に市内の子どもや保護者を対象に実施した「子どもの権利アンケート結果」、子どもにやさしいまちづくり委員会が行った「子どもへのヒアリングでの意見」、そして「平成30年度松本市民満足度調査結果」、その他各種データをもとに現状を示し、そこから現在の子どもの取り巻く課題を明らかにし、第2次推進計画の基礎としていきます。

なお、子どもを取り巻く課題は非常に複雑かつ多様化しているため、そのすべてを網羅するものではありません。

1 子どもをめぐる現状と課題

(1) 人口動態について

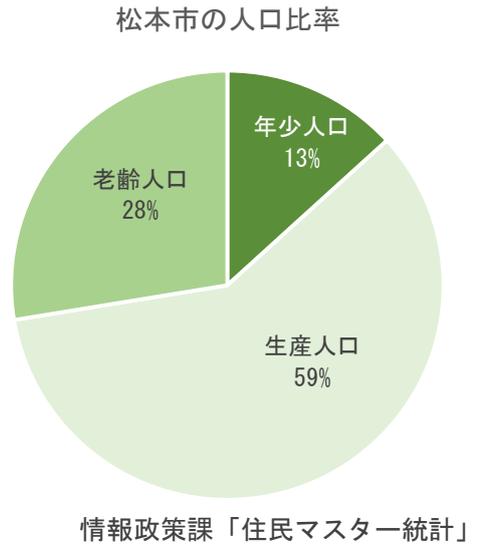
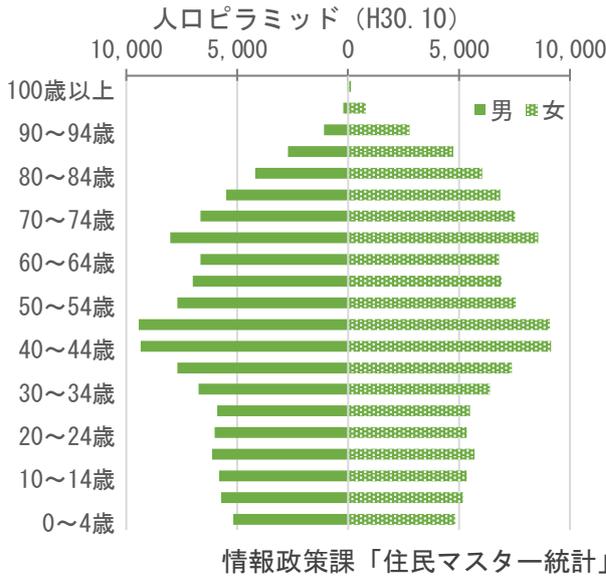
ア 現状

松本市の年間出生数は、平成29年に2千人を下回り1,824人で、出生率は7.6%、14歳未満の年少人口は13%となっています。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）も低下傾向にあり、最新の数字では1.50で、人口を維持するのに必要な2.06（人口置換水準）は大きく下回っています。死亡率との差による人口の自然増減をみると、平成22年から自然減に転じています。

高齢者については、高齢（65歳以上）人口の割合（高齢化率）が、28%となっており、健康寿命も男女とも年々上昇してきています。

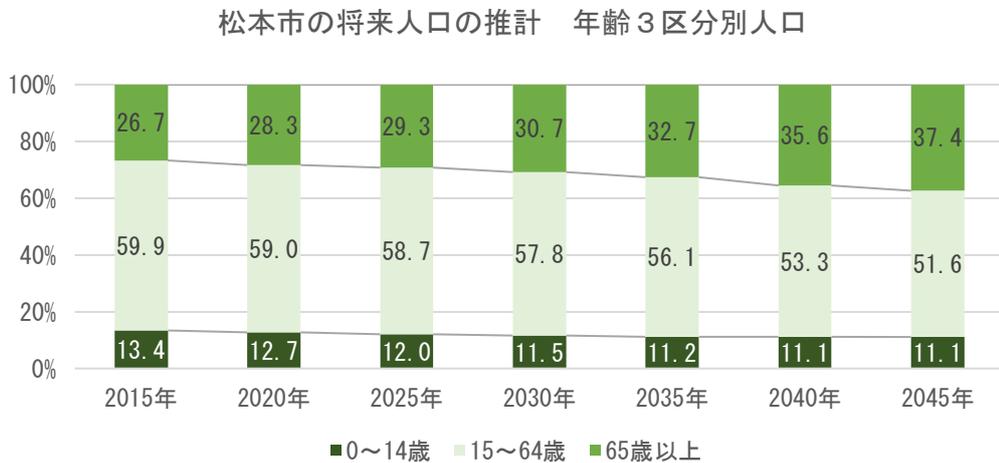
未成年者の自殺死亡率は、長野県は全国を上回り、平成27年から微増傾向にあります。松本市においては、平成25年から29年の5年間で7人の未成年者が自殺で亡くなっており、長野県と同様に高い傾向で推移しています。

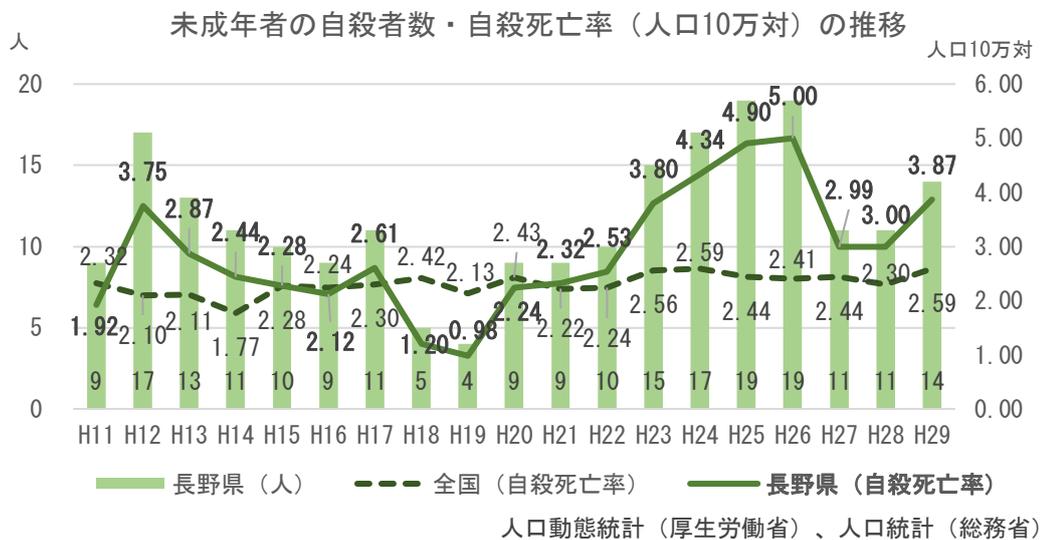
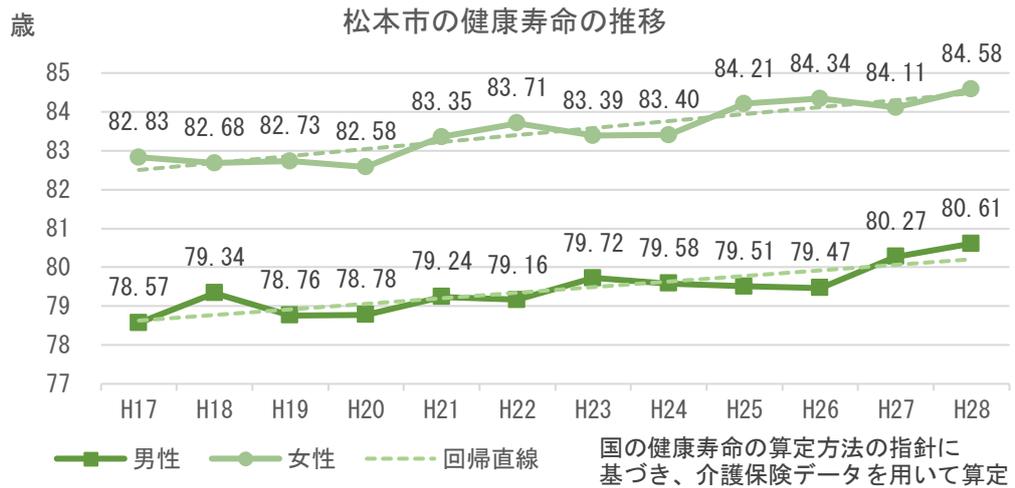
人口動態		H30年10月1日現在		
	合計	年少人口	生産人口	高齢人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
全体	239,695人	31,681人	141,883人	66,131人
男	117,441人	16,470人	72,387人	28,554人
女	122,284人	15,211人	69,496人	37,577人



合計特殊出生率	S58～62	S63～H4	H5～9	H10～14	H15～19	H20～24
	1.78	1.64	1.62	1.55	1.44	1.50

人口動態保健所・市区町村別統計





イ 課題

超少子高齢型人口減少社会において、地域で安心して子どもを産み育てられ、子ども自身も安心・安全に成長できる地域環境を作り出すために、行政、地域、企業、市民それぞれが行うべきことについて、連携して考えていく必要があります。

未成年者の自殺対策については、現在行っている施策の強化とSOSの出し方に関する教育を各機関と連携し進めていくとともに、個別支援について長野県の戦略と合わせて検討が必要です。

(2) 子育て環境について

ア 現状

共働き世帯や核家族・ひとり親家庭などの増加により、地域における乳幼児期の子育て支援に対する需要は多岐にわたり、また増加もしてきています。

こんにちは赤ちゃん事業については、里帰り出産で、長期間留守にする家庭があるため、訪問数は90%程度となっていますが、保護者にとっての相談の場と

もなっている乳幼児健診や新生児訪問等により、訪問できなかった家庭を含めた子育て支援を行っています。

こんにちは赤ちゃん事業

単位：人・%

年度	対象児数	訪問数・率	要支援数・率
平成 28	2,101	1,914 91.1	277 14.5
29	1,805	1,669 92.5	191 11.4
30	1,847	1,662 90.0	186 11.2

松本市こども福祉課統計

乳幼児健診の受診状況（H30年度）

単位：人・%

	対象児数	受診児数	受診率	要観察児数・率
4ヵ月児健診	1,852	1,807	97.6	336 18.6
10ヵ月児健診	1,764	1,721	97.6	385 22.4
1歳6ヵ月児健診	1,897	1,866	98.4	619 33.2
3歳児健診	2,005	1,991	99.3	376 18.9

「松本市の保健衛生」

イ 課題

地域における子育て支援に対する需要は年々増加していることから、支援体制の強化を検討することが必要です。しかし、ただ需要があるからサービスを提供するだけでなく、親子がしっかりと向き合い、子育てを楽しみ、結果として愛着形成が促進され、子どもの自己肯定感が向上していくような事業展開を検討していく必要があります。

子ども自身が、それぞれの個性を豊かに開花させられるような支援のあり方の検討も必要です。

松本市は、キッズ & ユースデモクラシーを掲げて、子どもの権利をベースに様々な施策を行っており、こうした施策の継続に加えて、地域での子育て支援として、元気な高齢者が、地域の中で自身の生きがいをつくりながら子育て支援もしていく仕組みづくりなど、年代の枠を超えての検討が求められます。

また、保護者が仕事と家庭の両立ができるように、子育てを応援する職場環境を推進するための、企業への働きかけが必要です。

(3) 子どもの居場所について

ア 現状

多くの子どもは、学校を中心とした生活の中で、勉強やクラブ活動を行い、学校外では習い事等に打ち込んでいる子どももいます。子どもの権利アンケート結果では、ホッとできる場所は、「自分の部屋など一人でいられる場所」や「リビングなど家族と一緒にいられる場所」が最も多くあげられました。家の外では、

「図書館・公民館」や「山や川など自然のあるところ」「部活・習い事の教室」などもありましたが、「ほっとできる場所はない」と答えた子どもも2.2%（44人）ありました。

小学生の放課後の居場所である児童館・児童センターは、年々利用者も増え、中高生向けに青少年の居場所として設置した施設も、学習やスポーツなどで、活用されています。一方、補導委員による街頭補導では、街頭で出会う児童生徒数は減少しており、特に平成27年頃から補導した青少年数は、数年前の1/3以下になっています。内容を見ても喫煙や不健全娯楽（ゲームセンター等）の減少が著しく、子どもたちの生活が変化し、内向的になっていることが推測されます。

権利擁護委員が実施した「学校外のアンケート調査」では、小中学生の74%が学校外でのスポーツや文化活動を行っており、そのうちの80.9%はその活動を楽しんでいました。

また、42.9%の子は、2種類以上の活動を行っており、放課後が忙しい小中学生の姿が明らかになりました。

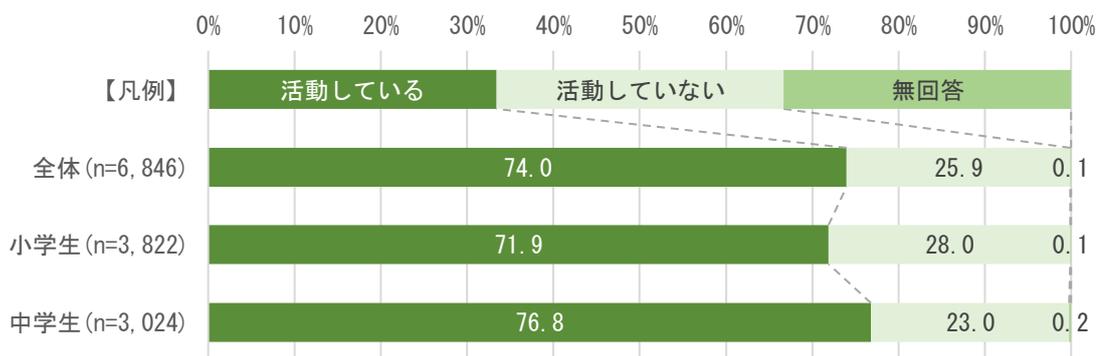
【学校外のアンケート】学校以外の活動・活動種類別 回答数

単位：人

	活動している（活動内容は、複数回答）					活動していない	無回答	総合計
	スポーツ	音楽	塾・その他	無回答	計			
小学生	2,636	1,083	2,095	19	3,822	907	4	4,733
中学生	1,232	505	2,196	19	3,024	1,491	8	4,523
計	3,868	1,588	4,291	38	6,846	2,398	12	9,256

松本市子どもの権利擁護委員
「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 結果報告書」

学校以外の活動をしている児童の割合



松本市子どもの権利擁護委員
「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 結果報告書」

イ 課題

子どもたちが気軽に立ち寄ることができる居場所やほっとできる場所を見つけることができるよう、既存の公民館や居場所を支援する地域人材を活用するなど、さらなる居場所の環境整備の検討が必要です。

すべての子どもの権利を守っていくために、家庭、学校、地域、行政がともにその課題を理解し、困難を抱えている保護者や子どもの支援者を支援する仕組みづくりとして、現在構築されているものを継続発展するとともに、更に検討していく必要があります。

(4) 子どもの意見表明・参加について

ア 現状

子どもの権利アンケートで、「あなたの意見を言ったりする機会」についてたずねたところ、家庭や学校地域で「聞いてもらっている」と答えた子どもは、家庭では84.9%、学校では73.6%、地域では23.8%で、わずかずつ上昇してきていました。また、その設問と「自分のことが好きか」との設問をクロス集計すると、自己肯定感の高い子ども（自分のことが好きと答えた子ども）の方が「聞いてもらっている」と答える割合が優位に高く、同時に「地域の中でやりたいことが出来る場所があるか」や「自分の好きなことをする時間が十分にあるか」なども同様の結果でした。（39～40ページ参照）

子どもの意見表明・参加の促進として設置された、まつもと子ども未来委員会の実施状況は以下の通りです。

まつもと子ども未来委員会（35人程度で現在5期目）

	活動期間	委員数				開催回数	参加数(延)
		小学生	中学生	高校生	合計		
1期	H27.1～H27.12	23	7	8	38	10	281
2期	H28.3～H29.2	16	11	9	36	13	194
3期	H29.4～H30.3	18	10	9	37	15	270
4期	H30.4～H31.3	20	12	1	33	17	342

松本市こども育成課統計

イ 課題

すべての子どもが自分の意見を表明し、積極的に様々な事業に参加できるような仕組みづくりを、家庭や学校や地域で考えていくことが必要であり、そのことが子どもの自己肯定感や自主性を高めることにつながっていくことを、大人たちが自覚できるよう、大人への啓発も含めて様々な施策につなげる必要があります。

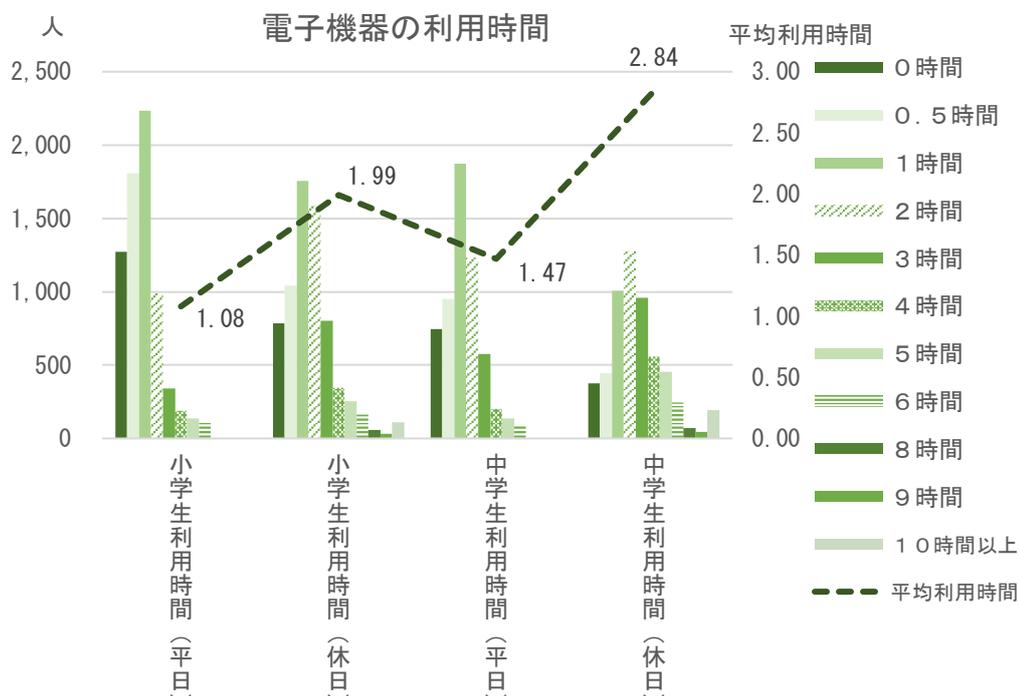
(5) メディアが子どもに与える影響について

ア 現状

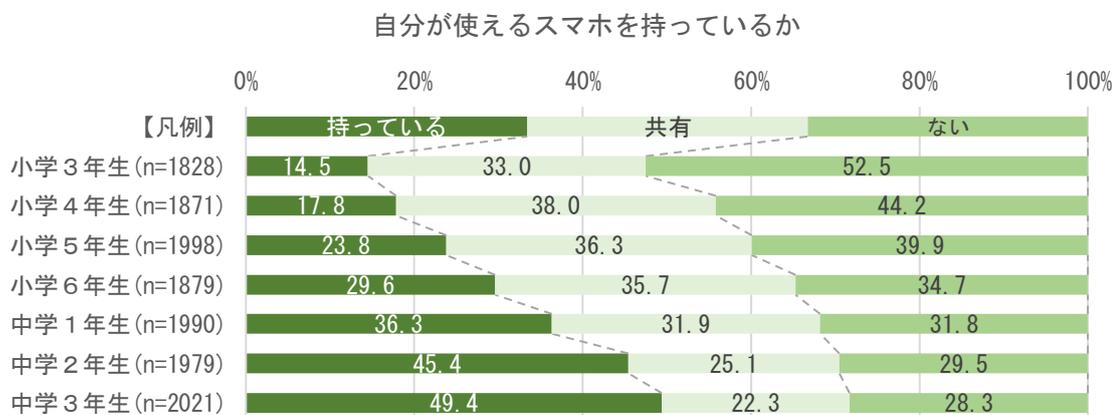
近年のインターネット、スマートフォン等の普及により、低年齢の子どもも情報通信機器に接しています。長野保健医療大学の熊本圭吾教授が、平成31年に県内の保育園児を対象に調査した結果では、1～6歳児全体で76%、1歳児でも62%、6歳児では96%が情報通信機器を見たり触ったりしているという結果でした。

松本市の小中学生を対象に実施した電子メディア機器に関するアンケート調査（令和元年6月に松本市校長会主催）では、学年が上がるごとに自分専用端末を持っている割合は高くなり、親と共有の端末を持っている割合と合わせると、小学3年生で47%、中学3年生で71%となっています。利用時間は小学生が平日で平均1.08時間、休日で1.99時間、中学生は、平日で1.47時間、休日で2.84時間でした。

また、スマートフォン等を利用するようになってどの学年も勉強時間・睡眠時間がともに短くなっていることも自覚しつつ、スマートフォンへの依存傾向（やめられない・やめにくい）と回答した子どもが小学生で44%、中学生で51%でした。

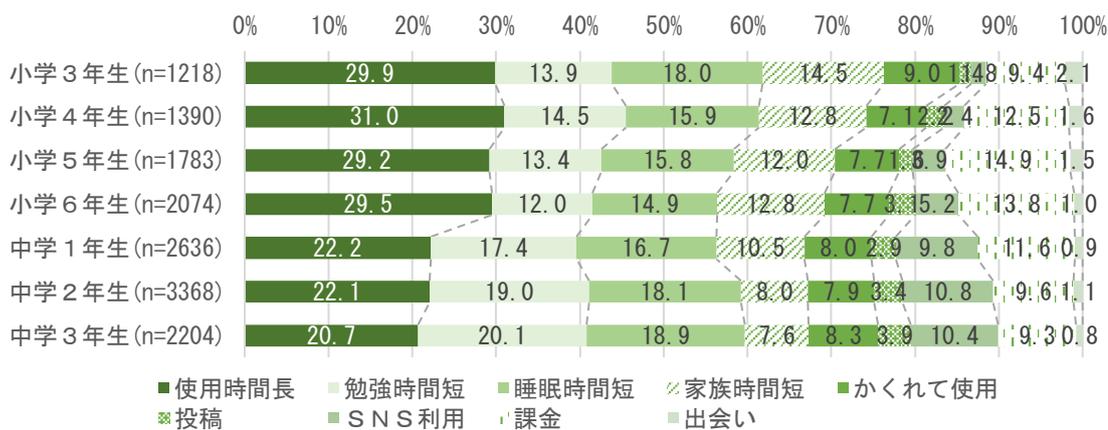


松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」



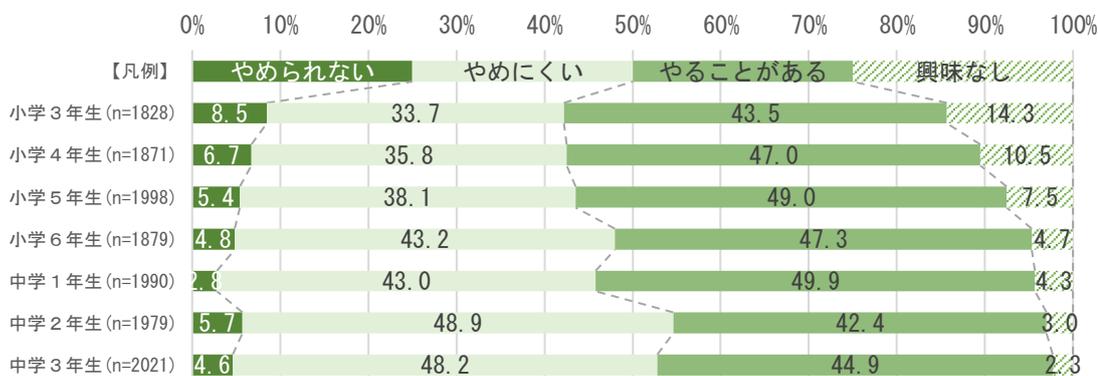
松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

生活の変化



松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

どのくらい夢中になっているか



松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

イ 課題

スマートフォンの過剰使用等により、睡眠時間が減るなどの生活習慣への影響、視力の低下・脳の発達の遅れなどの体への影響や、低年齢から依存傾向がみられたり、子どもの遊びや人間関係にも影響を及ぼすなど、無視できないデータが数多くあります。これらに対しては、松本市だけの問題ではなく社会全体として、子どもの育ちを守るために対応を検討していくことが必要です。

ICTは社会生活全般の利便性を高め、教育の中でも取り入れられ、有効活用されています。一方で、保護者が有害サイトのフィルタリングを行っても、その解除方法をインターネットで検索し、子どもが解除してしまう等、多くの大人が追いつけていない状況にあります。大人達がICTの与え方や使い方を指導できるようにするといった予防策、既に過剰使用による影響を受けている子どもへの対応策等、まだその有効な方法が明確になっていないこともあり、模索しながら、しかし早急に対応していくことが求められています。

(6) 貧困について

ア 現状

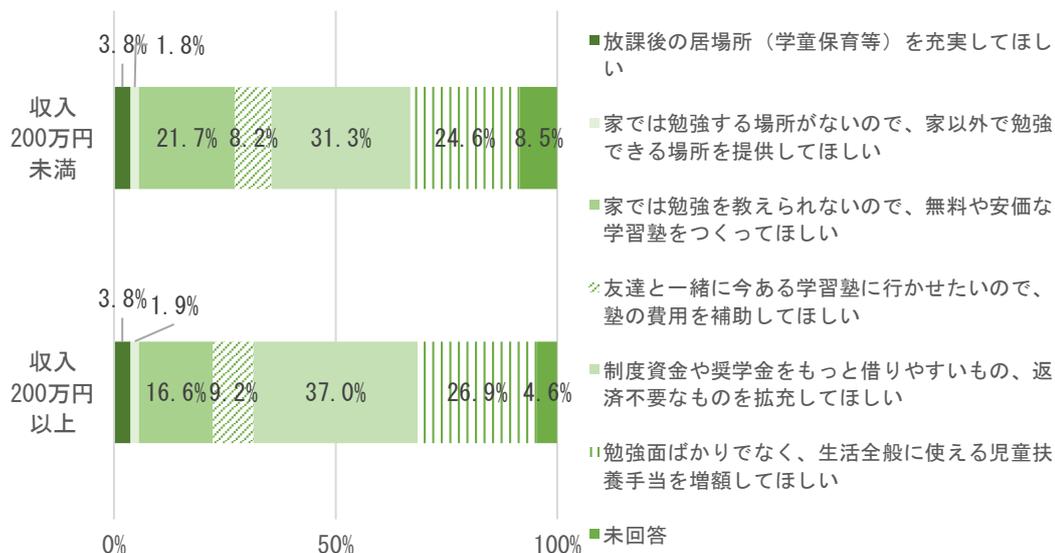
子どもの貧困について、厚生労働省の平成24年の国民生活基礎調査で貧困率が過去最高の16.3%となり、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

貧困には、衣食住の欠乏により生命維持の危機にさらされる状態にある絶対的貧困と、可処分所得が全人口の中央値の半分未満という基準に該当する相対的貧困があります。相対的貧困の問題は、貧困が原因で、子どもの学習や友人との交流の経験が減少し、やがて子どもの学力や対人スキルの低下、社会からの孤立、就労機会の喪失につながり、貧困から抜け出せなくなる、貧困の連鎖を生み出すことにあります。ただし、相対的貧困問題は子どもにとって大きなリスク要因ではありますが、これが解消することで、子どもにとっての環境的不利がなくなるわけではありません。国連では、「子どもの貧困とは、単にお金がないというだけではなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる。」と示しています。

松本市が実施した調査によれば、虫歯で歯が溶けてしまっている、爪がいつも長く汚れているといった子どもたちの存在や、経済的に困窮していることが予想される世帯ほど、子どもの大学進学を希望しないことや、無料で利用できる学習支援に対するニーズが高いことがわかりました。

平成29年度から実施している子どもの居場所づくり推進事業は、子どもの豊かな食事や、学習・保護者への支援を行う地域の居場所づくりを進めています。参加した子どもたちからは、90%の子どもたちが「また来たい」と答え、いろいろな人とのふれあいで、「自信をつけた」と答える子どもも多くあり一定の効果が上がっています。

学習の支援に対する希望（H28ひとり親家庭実態調査）



松本市子ども福祉課調査

子どもの居場所づくり推進事業の状況

	実施会場数 (箇所)	参加者数 (人)	
		子ども	支援者
H29年度	6	1, 193	1, 207
H30年度	10	3, 519	2, 258

松本市こども福祉課統計

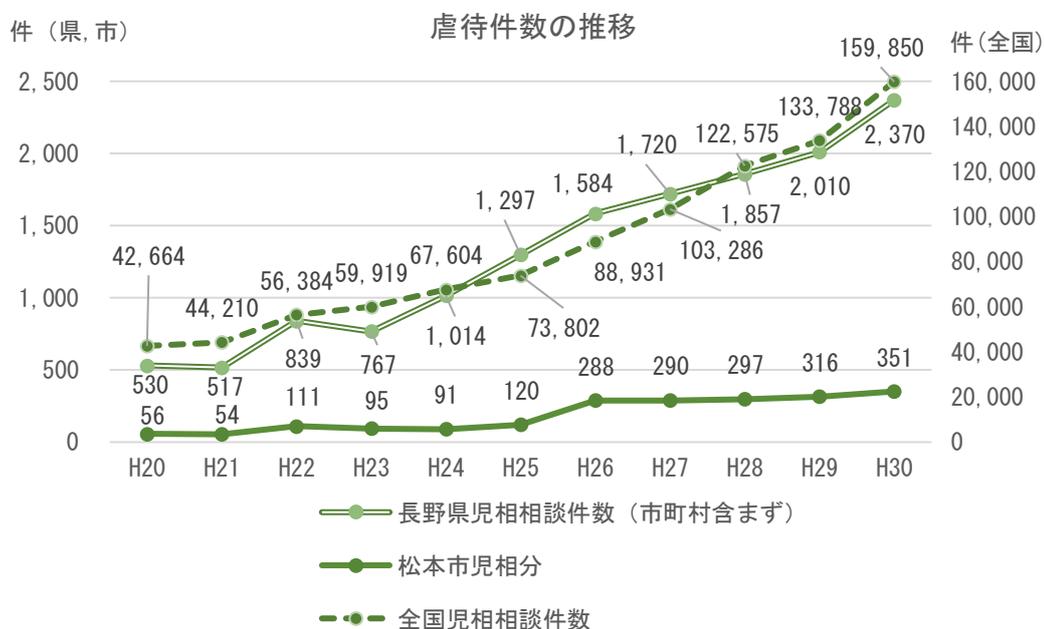
イ 課題

子どもの未来応援指針に基づき、子どもの権利侵害が発生する恐れのあるすべての状態を貧困と捉え対策を行うこととしていますが、子どもの居場所づくり事業をはじめとして、ひとり親家庭に対する支援や生活支援等、国や県が行う実態調査をもとに、多方面から総合的に進める必要があります。

(7) 虐待について

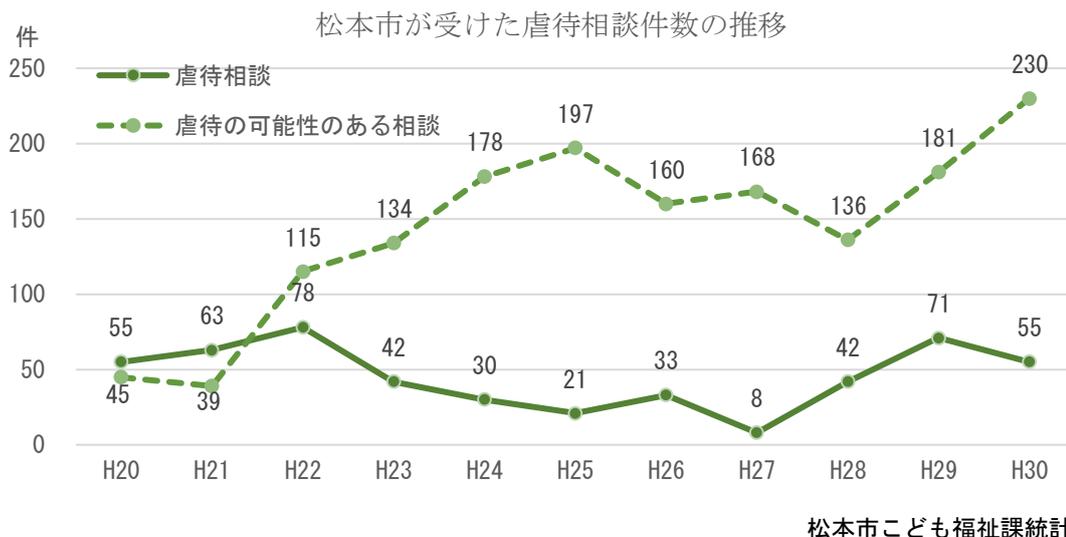
ア 現状

松本児童相談所管内の平成30年度の松本市の虐待相談は351件となっています。松本市が受けた虐待相談は55件、また虐待の可能性のある相談としては230件となっており、上昇傾向にあります。虐待の区分別では、心理的虐待が年々増加傾向にあります。



厚生労働省統計・児童相談所業務概要（長野県）

※ H26 から、直接虐待を受けていない「きょうだい」についてもカウントを開始



虐待の背景には貧困問題があることが多く、貧困家庭の子どもが虐待を受け、その子どもが学校でいじめ等の問題行動をするなど、虐待・いじめ・貧困の問題は繋がっていることが多く、切り離されるものではありません。

また、親自身も子ども時代に虐待を受け、必要な支援を受けられないまま大人になり、家庭を持ち、自らの子を虐待してしまう、虐待の世代間伝達という問題があります。社会構造の中にある各種ハラスメントが大人の世界で横行しているといった社会のありように根ざした問題であり、叱咤・激励だけでは解決しない問題です。

虐待をはじめとする子どもの逆境的体験は、医学的な分野でも研究が進んでおり、一時的な身体的、精神的ストレスのみならず、その後の発達や成長にも影響すると言われています。

イ 課題

児童福祉法の改正により、しつけの際の体罰の禁止が規定されるなど、児童虐待防止に向けた対策は強化され、併せて児童相談所や市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化や関係機関の連携強化についても、喫緊の課題として示されています。

虐待の通報件数や相談件数は全国的に増加しており、松本市においても同様の傾向が見られます。これは、虐待に対する市民の意識が変化した結果と考えられますが、一方で、社会情勢の変化に伴い子育てを行う親が孤立し、悩んだり、疲弊した結果、虐待が増加していると捉えることもできます。

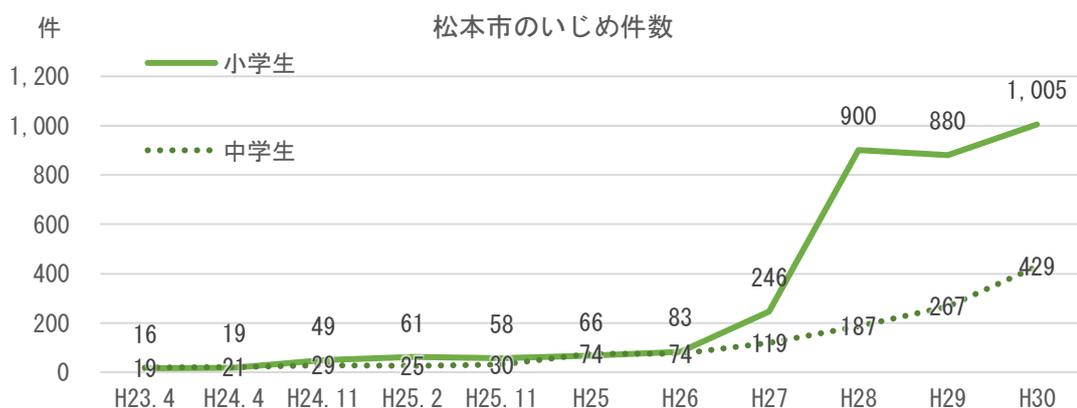
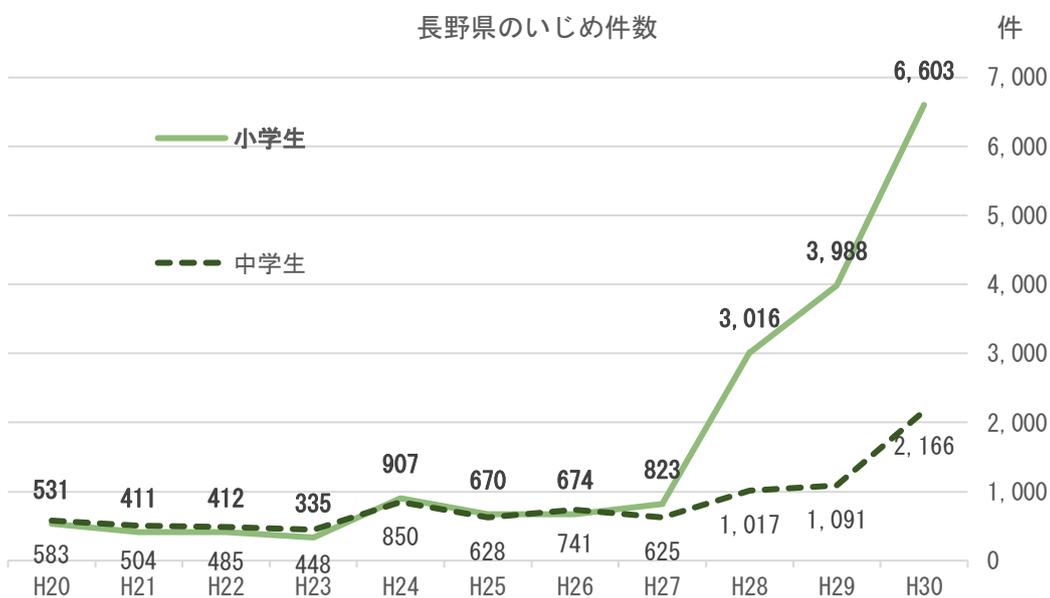
今後、子どもの権利を侵害する虐待の撲滅に向け、通報受理後の対応として、子育てに悩んでいる親に対する支援など、予防策にも力を入れていくこと、虐待を行った者へのフォローなども含め、児童相談所など関係機関とも連携しながら、どのような支援ができるか更に検討を進める必要があります。

(8) いじめについて

ア 現状

いじめ防止対策推進法第2条では、いじめの定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」としています。

平成28年度からは、文部科学省からの指導で、いじめ件数の捉え方が変わり、統計上急増していますが、「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けるなど、早期に発見し、また丁寧かつ継続的な対応がとれるようになってきています。



松本市学校指導課調査

※松本市の平成23～25年は、調査月が統一されていませんが、平成25年度以降は、年間を通しての公表値です。

※平成28年度から、いじめの認知に関わる捉え方が変わったため、データ上は増加しています。

イ 課題

文部科学省では、教員の捉え方により、いじめの発生件数にばらつきが出るため、いじめの定義の再確認を促すとともに、いじめを認知した際、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結び付けることができたかが重要であるとしています。

学校現場では、いじめが起きてから対応するだけでなく、その原因となる事象を検証することにより、いじめが起こらないような工夫や、「いじめの芽」や「いじめの兆候」、それもいじめと捉えて早期把握に努めていくことも必要です。

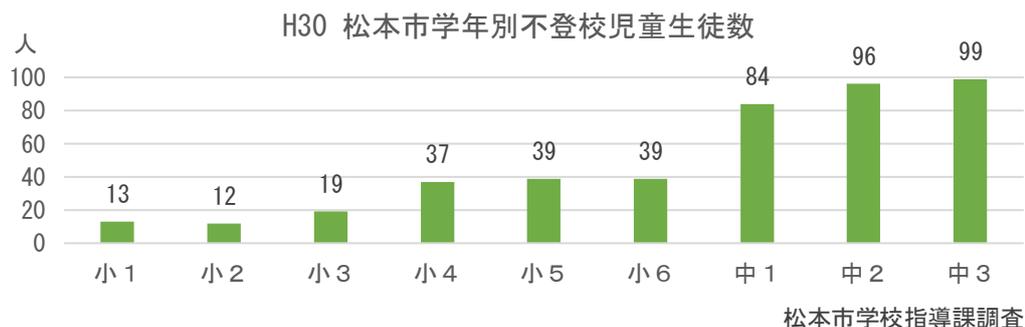
また、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっています。

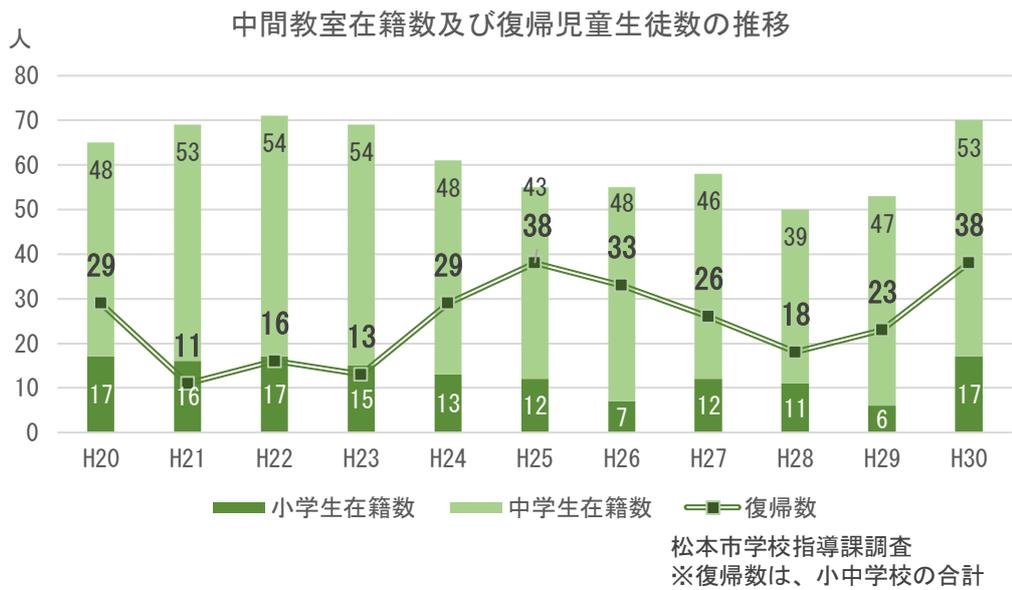
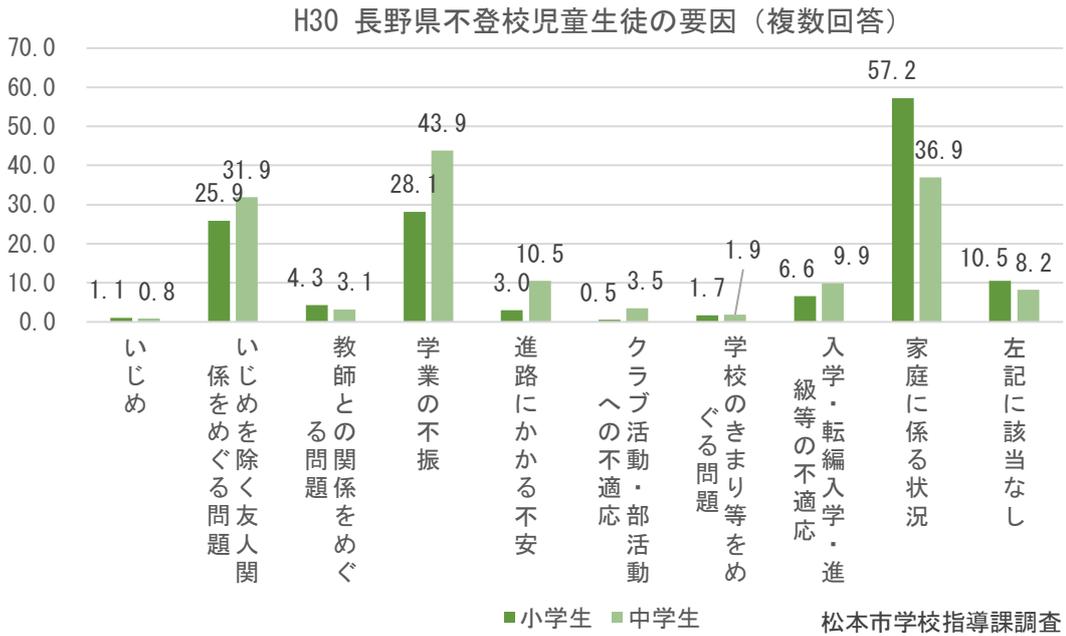
(9) 不登校について

ア 現状

平成28～30年度にかけて、小中学校ともに不登校児童生徒の人数、在籍比は増加傾向にあり、特に小学校における不登校児童数の増加が目立っている状況です。長野県の不登校の直接のきっかけ別割合（H29 県調査）をみると、「家庭・親子の問題」「学業の不振」「不安の傾向がある」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順になっています。

*不登校とは、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒で、何らかの要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）（文部科学省定義から）





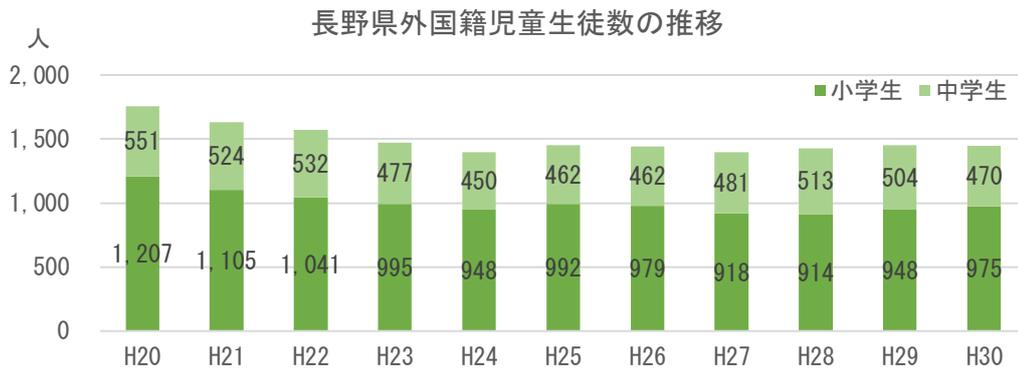
イ 課題

不登校の児童生徒数は、学年が上がるごとに増加し、長期化してきている実態があります。在籍クラスには登校できなくても、校内の支援体制により自立支援のためのクラスには通える子どもたちの支援を強化するなど、様々な施策は行っていますが、不登校となる要因は多様化・複雑化しており、個々の背景に配慮し、長期化する前のサポートの充実を図り、より子どもの状況に合わせ、それぞれの子どもに寄り添った体制づくりを行う必要があります。

(10) 外国にルーツを持つ子どもについて

ア 現状

外国にルーツを持つ児童生徒のうち、日本語指導が必要として学校から松本市子ども日本語教育センターへ支援を依頼された児童生徒の数は、令和元年度は55人となっています（令和元年6月現在）。この中には、親が就労等で来日した後、日本に呼び寄せられるケースが多く見られます。17歳を過ぎると在留資格取得が困難になること等の理由から、学齢期で呼び寄せられた子どもたちの多くは、日本語能力の低さ等の課題があり、学校でも様々な困難に直面しています。



長野県の学齢期の外国人住民数（5月1日現在）（単位：人）

	公立小中学校		朝鮮初中級 学校 * 1	母国語教室 (ブラジル) * 2	就学状況 不明 * 3	合計
	人数	うち日本語指導 が必要な児童数				
H25	1,465	430	60	55	267	1,847
H30	1,445	498	55	18	182	1,700

* 1 学校教育課 * 2 長野県国際課資料 * 3 信濃毎日新聞データ (H31.04.27)

イ 課題

学校や地域で、様々な取組みはされていますが、困難を抱えている人が声を上げることができているのか、またそれぞれの実情に合わせた支援ができているのかを把握し、外国にルーツを持つ親子の支援を更に進めていく必要があります。

(11) 性的マイノリティの子どもについて

ア 現状

データが少なく、現状を正確に把握する手段がありませんが、電通ダイバーシティ・ラボが20～59歳の6万人を対象に実施した「LGBT調査2018」によると、LGBTを含む性的マイノリティ（LGBT層）に該当する人の割合は、8.9%で、2015年調査に比べ1.3ポイント増加しています。

LGBTという言葉の浸透率も68.5%で、2015年調査から30.9ポイントと大幅に上昇しています。増加要因としては、LGBTに関する情報の増加による一般理解の進展等が推測されています。

また、当事者からは、幼少期から違和感があったという発言をされる方もいますが、子どもの実態については更に情報がないため把握することができません。

イ 課題

性的マイノリティに対する社会の理解は、以前に比べ深まってきてはいますが、まだ十分に浸透しているとはいえません。多様性を認め合う社会になるよう、多くの人に理解を広める必要があります。

また、子どもの場合は、自分で感じる違和感があってもその理由にたどり着いていない子どももいると推察できます。様々な場面での教育と啓発そして支援へとつなげていけるような取組みを更に進める必要があります。

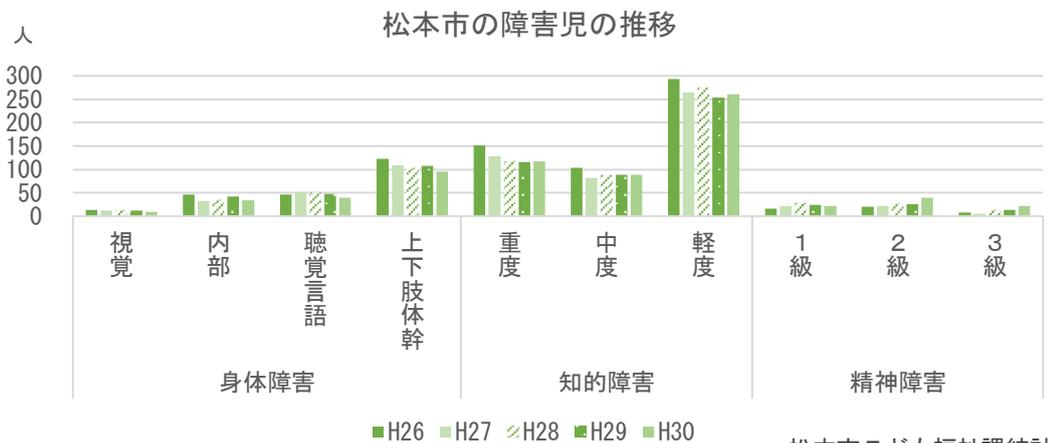
(12) 障害のある子どもについて

ア 現状

障害者に対する手帳交付は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があり、その中で、身体障害については大きな変動はありませんが、知的障害については、軽度の知的障害が50%以上を占め、精神障害についても少数ですが増加傾向にあります。

松本市の障害児（手帳保持者）の状況 (単位：人)

	身体障害				知的障害			精神障害		
	視覚	内部	聴覚言語	上下肢体幹	重度	中度	軽度	1級	2級	3級
H26	13	46	46	123	152	104	293	16	20	8
H27	12	32	52	109	128	82	265	22	22	5
H28	13	35	51	103	117	88	275	29	27	14
H29	12	42	47	108	116	89	254	24	26	14
H30	10	34	39	96	117	89	260	22	39	22

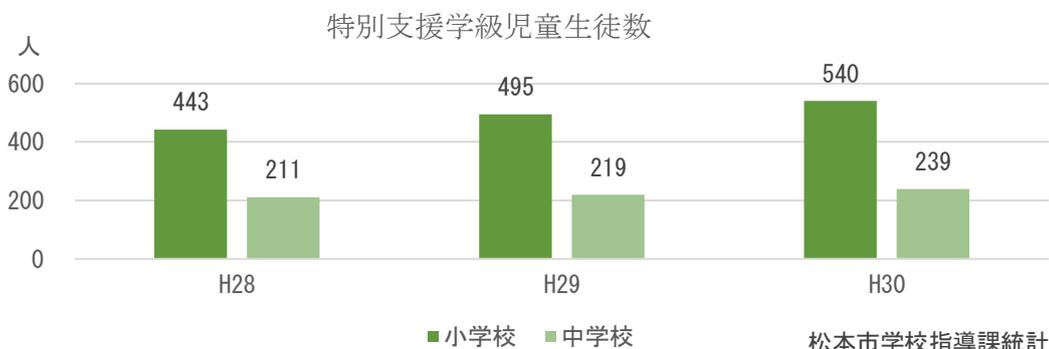


松本市こども福祉課統計

県内の小中学校の特別支援教育の状況として、全児童生徒数に占める割合は、特別支援学校の児童生徒が0.69%、特別支援学級の児童生徒が2.07%、通級の児童生徒が0.40%、通常の学級に在籍し、特別な支援が必要な児童生徒が、小学校は7.14%、中学校は4.92%となっており、発達障害の児童生徒数の増加に伴い、特別支援教育の対象児童が年々増加しています。

松本市でも小中学校における特別支援学級の設置数と在籍者数は、年々増加する傾向にあり、特に発達障害等、情緒障害児童の在籍者数が増加しています。

実際に、小中学校で発達障害と診断された児童生徒数も年々増加する傾向にあり、背景として、発達障害に対する知識や理解が普及してきたこと、早期発見・早期療育の受入れ体制整備が広がったこと等が挙げられます。



あるぷキッズ支援事業の実績（発達障害児支援）

年度	相談件数	あそびの教室 回数・延参加児数	ペアレント トレーニング 回数・延参加数	巡回支援 延対象児数
H28	419 件	392 回 3,764 人	33 回 196 人	720 人
H29	426 件	392 回 3,355 人	34 回 211 人	988 人
H30	517 件	375 回 3,339 人	33 回 167 人	903 人

こども福祉課統計

イ 課題

障害者差別解消法が施行され、松本市でも障害者に対する合理的配慮、インクルーシブ教育の推進が図られています。合理的配慮の充実を図る上で、どのような観点で、何を優先すべきか、保育・教育の現場において、共通理解のもと、多様で柔軟な仕組みを更に進める必要があります。

また、発達障害への対応について、相談ニーズの増加から、迅速に診断を受けることが難しくなっています。子どもたちが発達障害を理由に社会から孤立することを防ぐために、相談、支援体制の充実が求められています。

13) 子どもの権利条例の普及・相談支援に関する状況

ア 普及について

(ア) 現状

子どもの権利アンケートでは、「子どもの権利に関する条例」を知っている割合は57.4%となり、平成27年度の23.6%を上回り、認知度は確実に上がりましたが、中間報告時点(2018年)の目標値(内容まで知っている40%、名前だけ知っている35%)には届かず、条例を知らない児童生徒が42.6%あり、内容まで知っている子どもは9.0%にとどまり、学年別にみると、小中学生は70%前後ですが、高校生は37.8%でした。(34ページ参照)

市民満足度調査では、「子どもの権利について理解し尊重している」に、あてはまる・ややあてはまる、と答えた人の割合は、全体では65.9%で子ども(高校生以下)の親は、79.9%でした。(47ページ参照)

また、「行政による子どもを大切に作る取組みを感じたり、見かける」については、全体で53.1%、子どもの親は70.7%でした。それぞれの年次推移をみると、平成28年度と比較して、わずかに減少がみられました。(47ページ参照)

(イ) 課題

子どもの権利に関する条例を知っている割合は、57.4%で前回調査時よりは上がりましたが、目標値の75%には届かず、条例を知らない児童生徒が4割程度いることや、内容まで知っている子どもが1割程度であること、そして高校生の認知度が37.8%と低いことから、今後は小中学校の授業における学習を継続するとともに、特に高校生への周知について、SNSの活用や、周知グッズの工夫など、各年齢に対し、より効果的な方法・媒体を検討する必要があります。そして、幼児期から大人までが切れ目なく、様々な機会を通じて子どもの権利について知ることができるような支援体制が必要と思われれます。

同時に、子ども自身や生き方の多様性について理解を深めるための学びの保障についても検討が必要となってきます。そしてこれらの実施にあたっては、行政だけでなく民間との共働あるいは民間の活用も進めていく必要があります。

イ 相談支援について

(ア) 現状

県内には、子どもについての様々な相談窓口として「長野県こども支援センター」があり、また「チャイルドライン」も活動しています。しかし、子どもをめぐる課題が複雑かつ多様化している現在、相談を聴くだけでなく、

困ったときには直接面談し、深刻な状況については調整や救済をする機関が子どもの身近な場所に必要です。

子どもの権利アンケートでは「困っているとき、つらいとき、だれに相談するか」（複数回答）の問いに、「親」が61.6%、「友達」が56.9%と最も多く、だれかには相談できている子どもが多いことはわかりましたが、一方「だれにも相談しない」と答えた子どもも17.5%（346人）いました。

また、自己肯定感とクロス集計した結果、自己肯定感の高い子どもは、親や祖父母、担任の先生など大人に相談すると答え、一方自己肯定感の低い子どもは「誰にも相談しない」と答えた子どもが優位に多くありました。

（40ページ参照）

子どもの権利アンケートでは「こころの鈴」を知っている割合について、「知っている」を「内容まで知っている」「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」の2つに分けて聞いた結果、64.8%となり、平成27年度の15.7%を大きく上回りました。学年別にみると、小中学生は80%前後ですが、高校生は35.9%でした。（37ページ参照）

子どもたちの傷つき体験については、「おとなからされていやな思いをしたこと」と自己肯定感とのクロス集計では、「親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」が自己肯定感と優位に関連性がみられました。

（35ページ参照）

友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたことについて聞くと、年々減少してきていました。子どもたちの間に子どもの権利が浸透してきているものと拙速な判断はできませんが、今後経過を見ていきます。

また、自己肯定感とのクロス集計では、多くの項目で優位に関連性がみられ、親や友人・先輩からの傷つき体験が、自己肯定感に及ぼす影響の強さが推察できました。（36ページ参照）

平成30年12月に子どもの権利擁護委員が実施した「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」（以下「学校外のアンケート調査」という。）*の中で、「学校外のスポーツ・文化活動の中で、指導の先生や監督の言葉や言動から、いやな思いをしたことがあるか」との問いに、5.3%（364人）の子どもが「いやな思いをしたことがある」と答えていました。その内容としては、「冷やかしやおどし文句、いやなことを言われる」が最も多く、次いで「自分の意見を聞いてくれない」「いやなことや恥ずかしいことをされる」と続き、体罰もありました。

一方、いやな思いをした子どもたちのうち69.8%はその活動は楽しいと答え、楽しくないと答えたのは5.5%でした。

今回の調査結果は、子ども側の調査だけですので、そのすべてが行き過ぎた指導とは言い切れませんが、子ども達が「いやな思い」として感じているということは事実として受け止めて今後に生かしていくことが必要です。

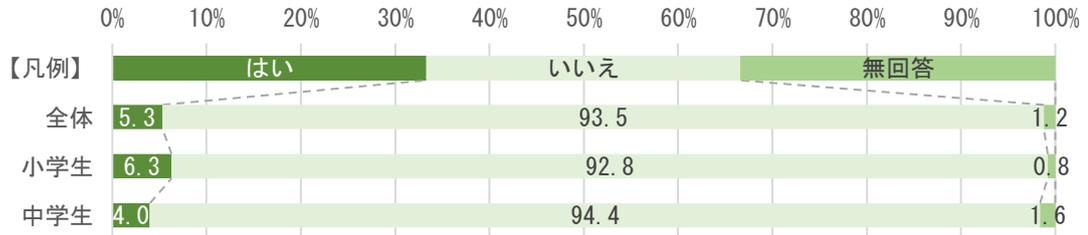
また、「いやな思いをした時にどのように行動したか」（重複回答あり）の問いには、小中学生合わせて「親や大人に話をした」が46.7%で最も多かったものの、「誰にも話せなかった」「がまんした」と答えた子どもは29.1%でした。

＊「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」

調査目的: 学校外のスポーツ・文化活動等での子どもへの権利侵害の実態把握と救済

調査対象: 市内の小学4年生～中学3年生まで全児童生徒 12,713人

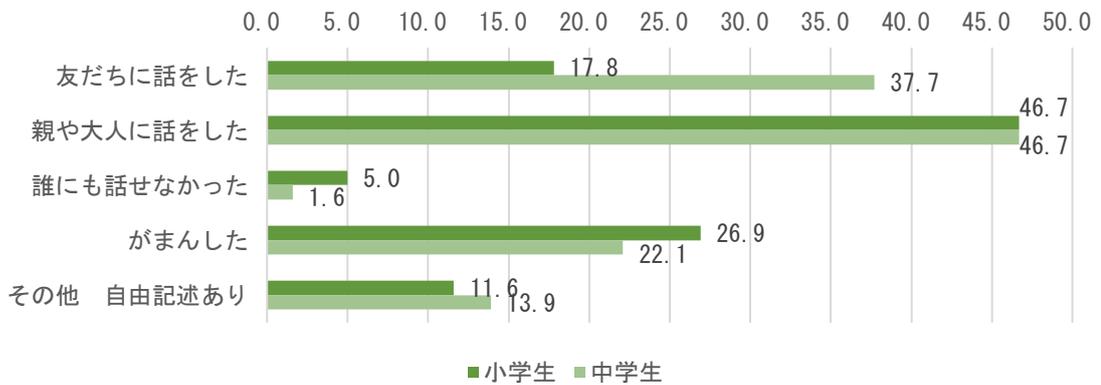
学校外のスポーツ・文化活動で、いやな思いをしたことがあるか



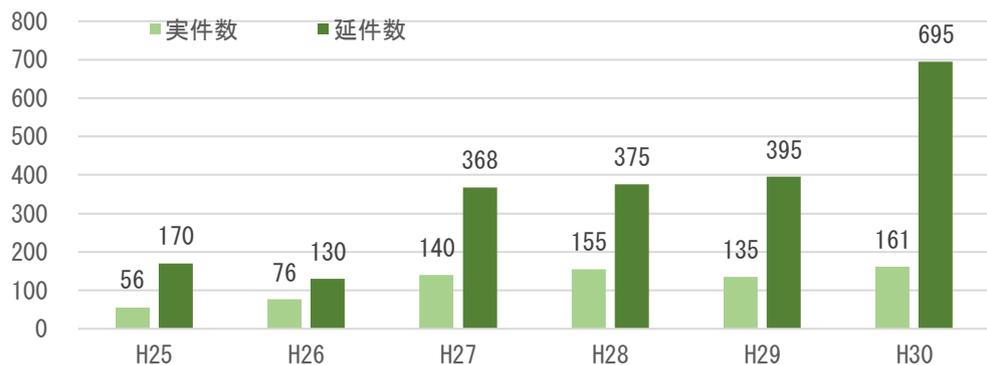
いやな思いの内容 (複数回答)

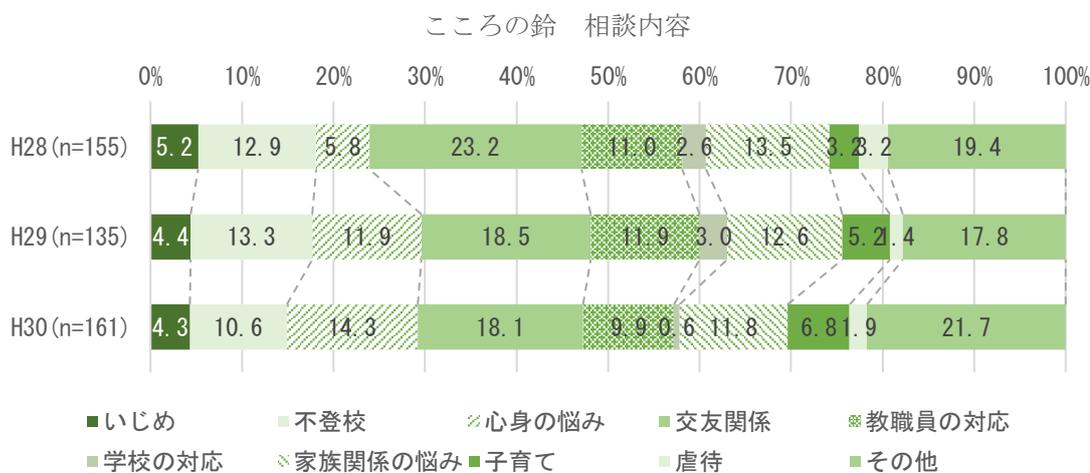
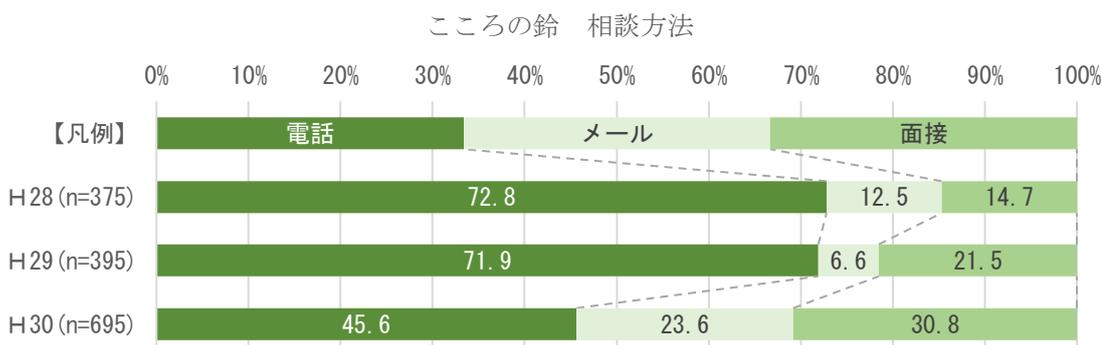
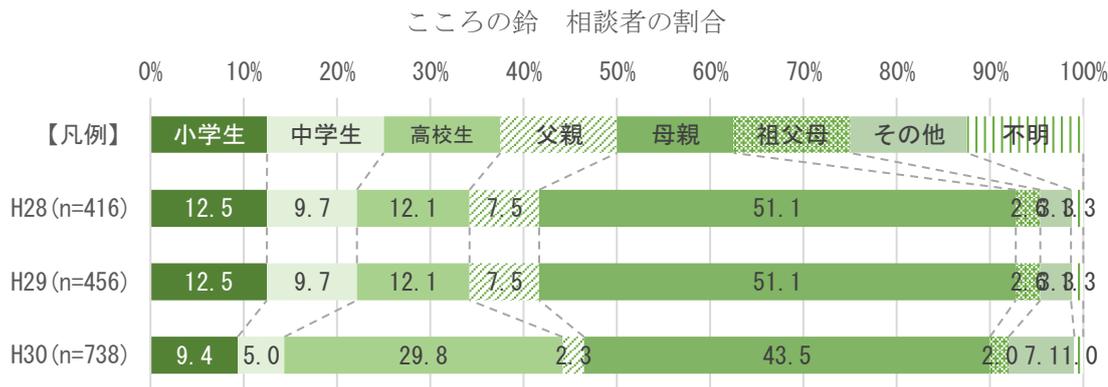


いやな思いをした時、どのように行動したか



こころの鈴 相談件数 (実・延)





(イ) 課題

「こころの鈴」の認知度については、中間評価時点で目標とした80%に、小中学生は、ほぼ達成しましたが、高校生の認知度は35.9%と低い値でした。

また、困ったときつらいときに「だれにも相談しない」と答えた子が2割弱あり、それが自己肯定感と関連があったことから、だれにも相談できない子どもを減らし、多くの子どもたちの自己肯定感を上げていくために、特に高校生への「こころの鈴」の周知をより推進していくことが必要と思われます。

保護者向けには、周知活動とともに、子どもとの接し方についての講座を開くなど、具体的な取組みを検討していく必要もあると思われます。

2 「子どもの権利に関するアンケート」結果から（抜粋）

子どもの思いや願い等を把握するため、平成23年度、25年度、27年度に子どもを対象としたアンケート調査を実施しています。経年での変化を比較し次期計画策定の基礎資料とするため、平成30年度にもアンケート調査を実施しました。その結果から、現在の子どもの取り巻く状況の傾向についてまとめました。

(1) アンケートの概要

ア 調査期間

平成30年11月15日から12月20日まで

イ 調査対象及び回収率

市内各学校（全70校）の小学5年生、中学2年生、高校1・2年生の1クラスの児童生徒とその保護者、それぞれ2,265人 合計4,530人に配付

【回収結果】 (単位：人)

	小学校	中学校	高校	特別支援学校	合計	
学校数	30	23	13	4	70	
調査票配付数	775	609	848	33	2,265	
子ども	回収数	725	576	748	32	2,081
	回収率	93.5%	94.6%	88.2%	97.0%	91.9%
保護者	回収数	683	508	599	21	1,811
	回収率	88.1%	83.4%	70.6%	63.6%	80.0%

ウ 実施方法

各学校へ配布し後日回収、特別支援学校(ろう学校以外)は市職員が聞き取り調査

エ 設問項目数

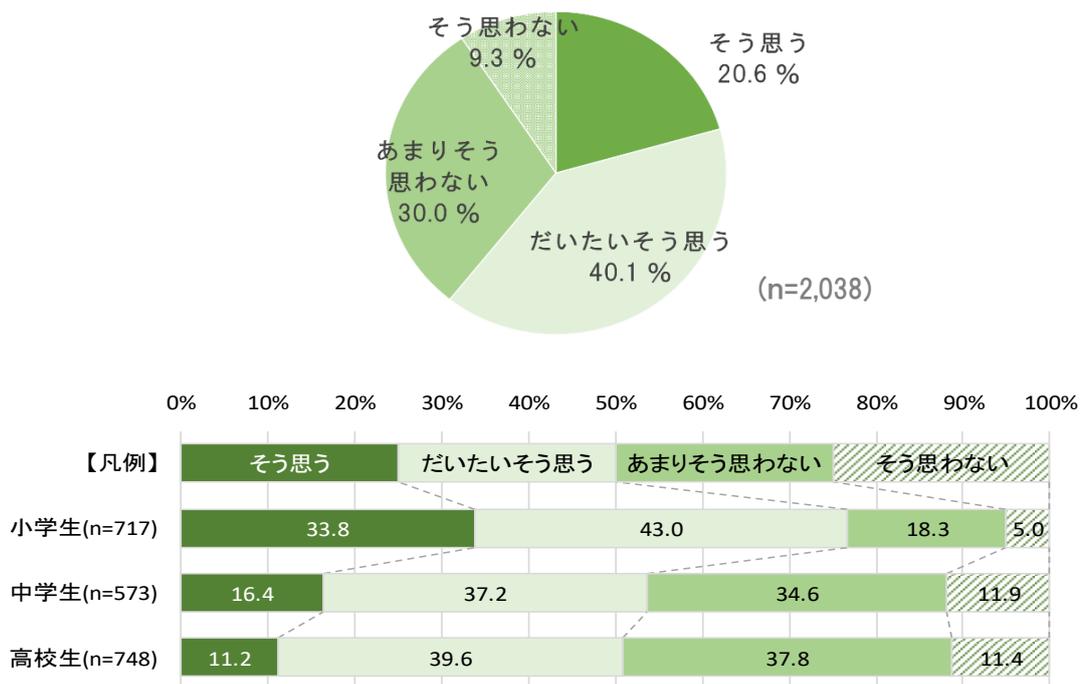
子ども向けアンケート（設問数35問）

保護者向けアンケート（設問数14問）

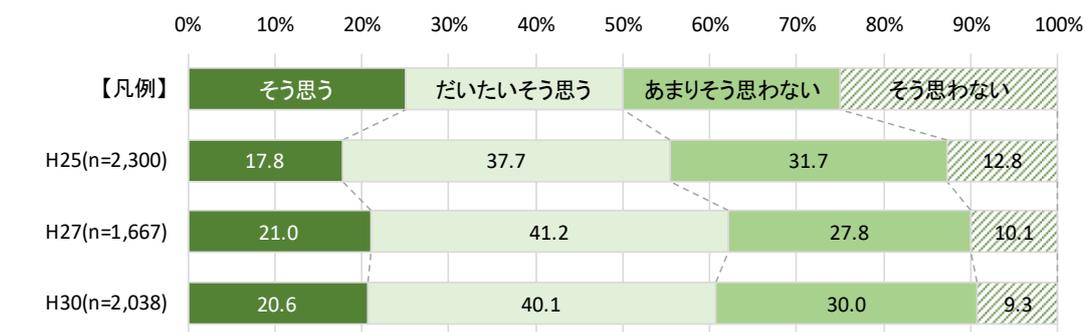
(2) アンケート結果について

ア 子どもの自己肯定感

「自分のことが好きですか」の回答を見ると、前回の調査結果と同様に肯定的な回答が6割を超えていますが、学年が上がるにつれて低下する傾向にありました。

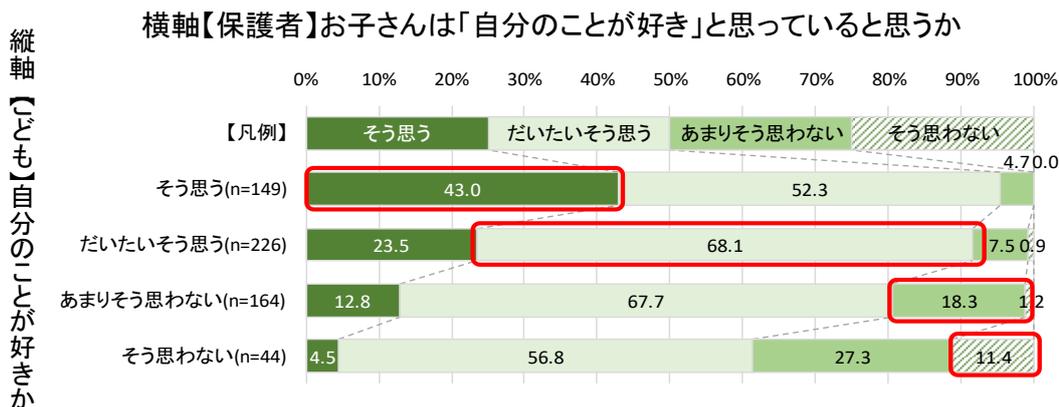


自分のことが好きか (経年比較)



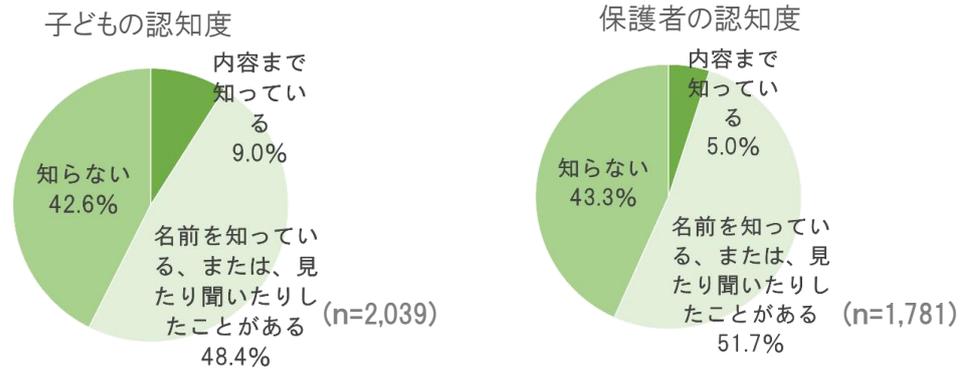
イ 子どもの自己肯定感と保護者との差異

親子セットで回収ができた調査票（604組）において、子どもの自己肯定感が高い親子の方が双方の認識が一致している傾向にあり、子どもの自己肯定感が低い親子では、親が子どもの自己肯定感を過大に評価している傾向がみられました。

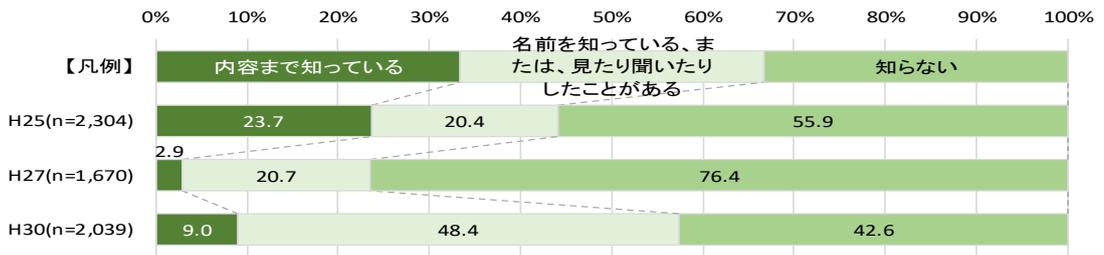


ウ 「松本市子どもの権利に関する条例」の認知度

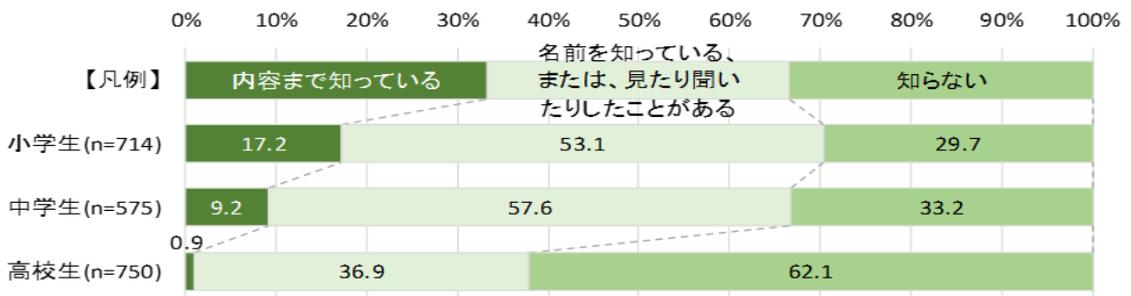
子どもの条例に対する認知度は、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると、子どもが57.4%、保護者は56.7%で、前回の調査（平成27年度 子ども23.6%、保護者44.7%）より高くなりました。しかし「内容まで知っている」の割合だけを見ると、子ども9.0%、保護者5.0%に留まっており、引き続き周知が必要であると思われます。



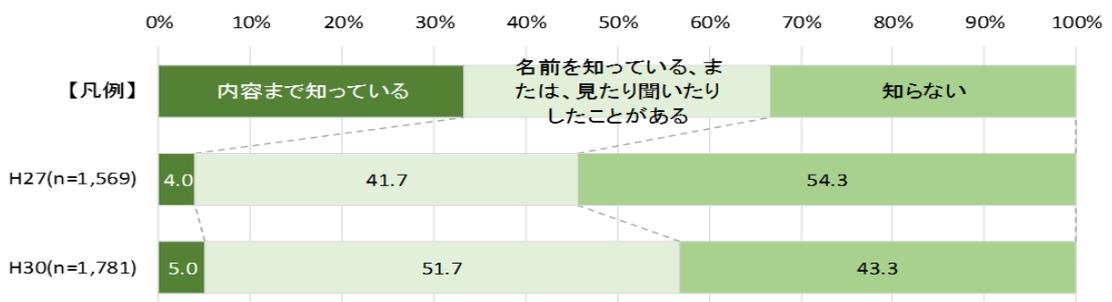
松本市子どもの権利に関する条例を知っているか(経年比較)



子どもの条例認知度(学年とのクロス)



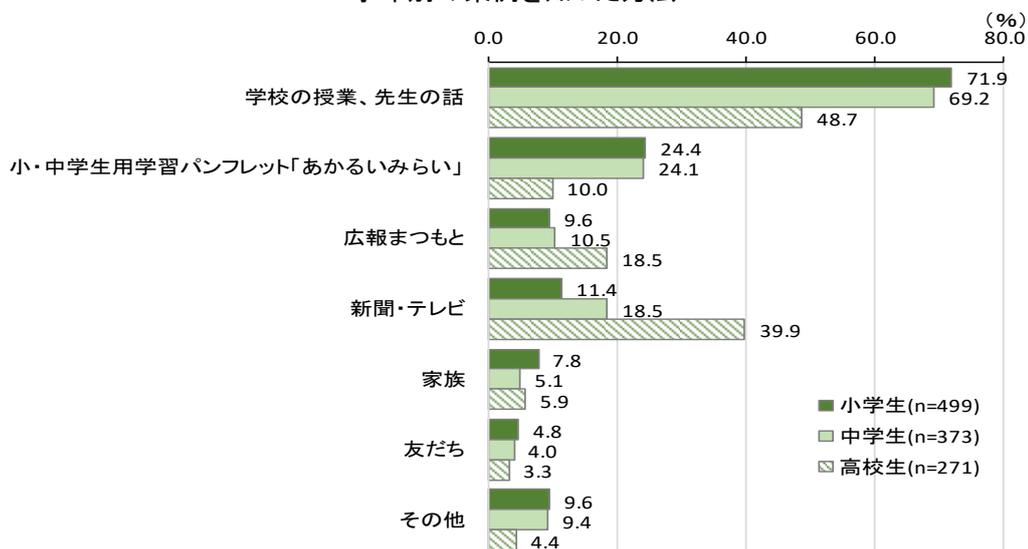
保護者の条例認知度(経年比較)



エ 条例を知った方法

どの学年も「学校の授業、先生の話」が一番多くなっていますが、学年が上がるごとに、その割合は低くなり、「新聞・テレビ」「広報まつもと」は逆に高くなっています。

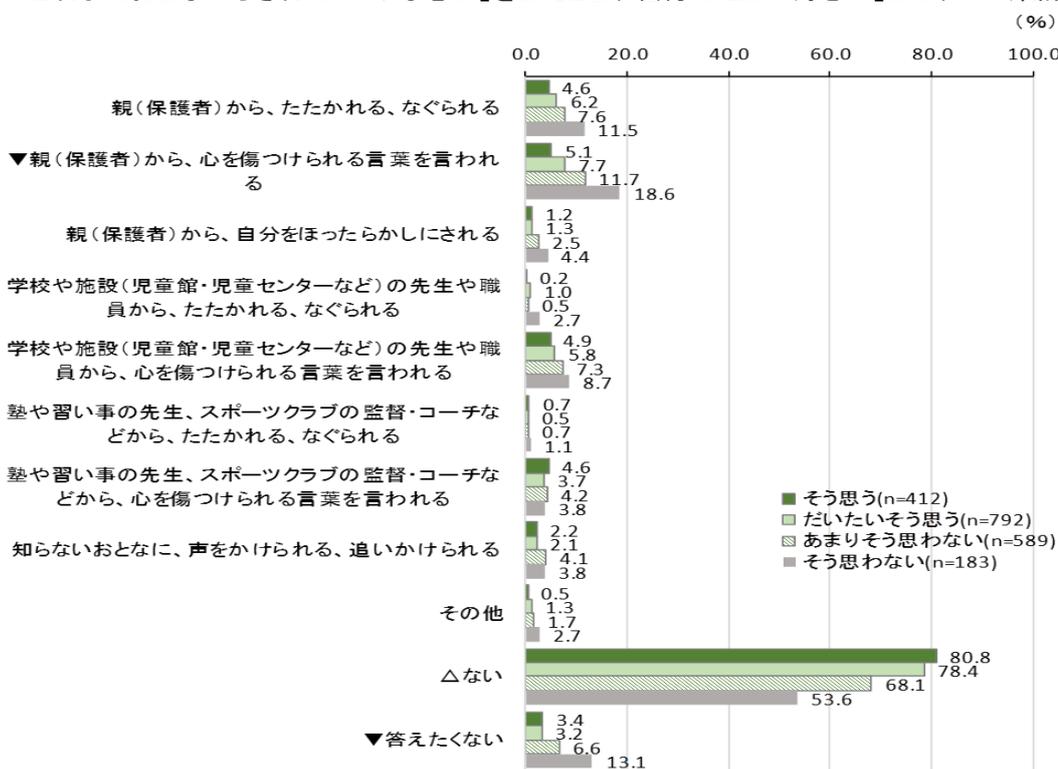
学年別の条例を知った方法



オ 悩んでいること、困っていること

子どもたちの傷つき体験については、「おとなからされていやな思いをしたこと」を自己肯定感とクロス集計したものは次のとおりで、「親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」が自己肯定感と優位に関連性がみられました。

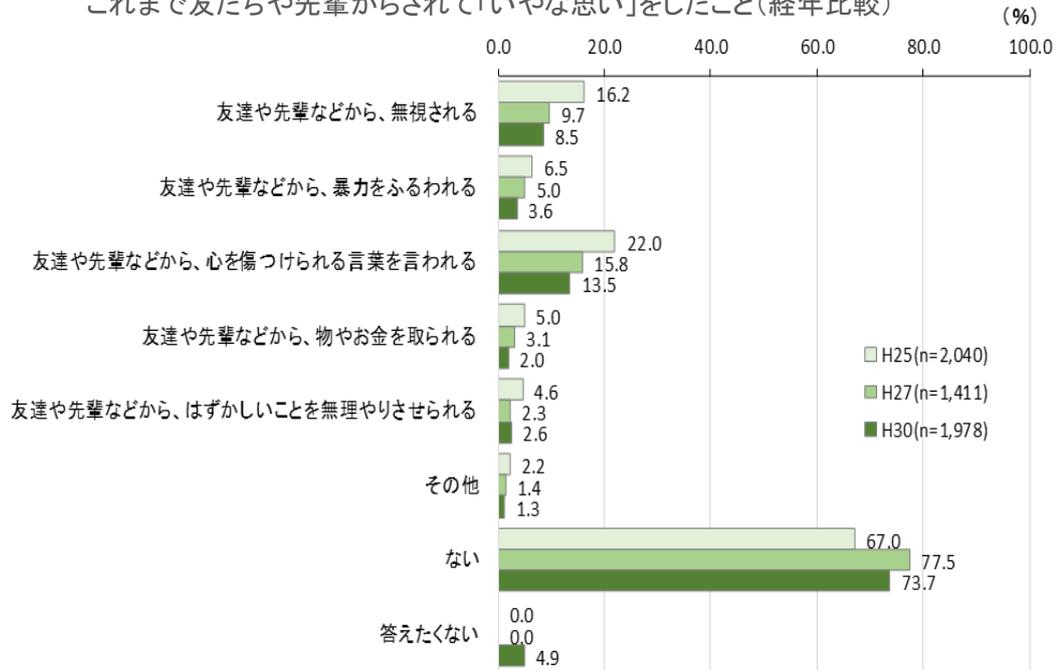
これまでおとなからされて「いやな思い」をしたこと（「自分のことが好きか」とのクロス集計）



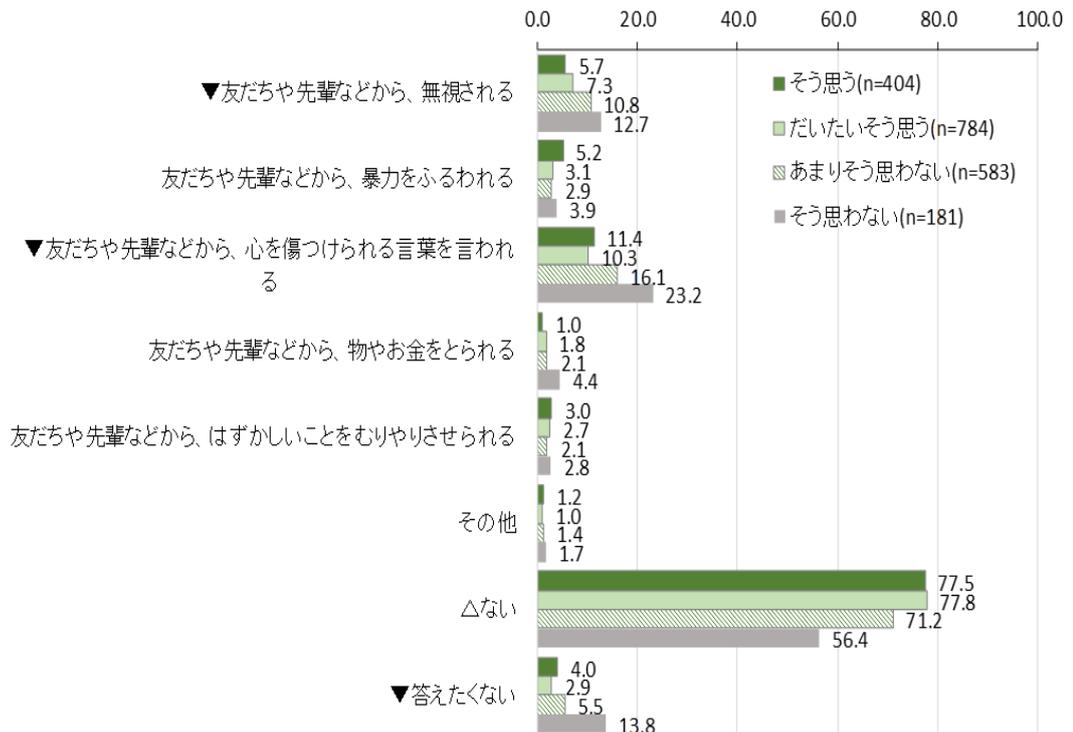
また、友達や先輩からされて「いやな思い」をしたことについて聞くと、年々減少してきていました。これだけで子どもたちの間に子どもの権利が浸透してきていると拙速に判断はできませんが、今後も経過を追っていきます。

自己肯定感とのクロス集計では、多くの項目で優位に関連性がみられ、親や友人・先輩からの傷つき体験が、自己肯定感に及ぼす影響の強さが推察できました。

これまで友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたこと(経年比較)



これまで友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたこと(「自分のことが好きか」とのクロス集計)

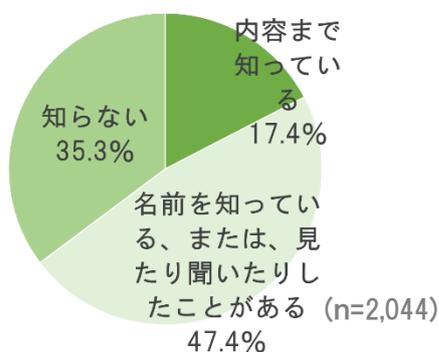


カ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度

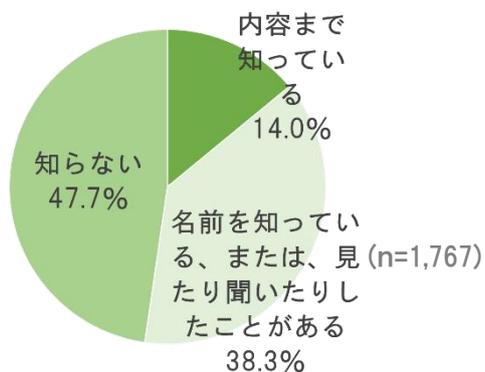
平成27年度までの調査では、こころの鈴について「知っている」、または、「知らない」の2択で聞いており、認知度は15.7%にとどまっていました。今回新たに「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を加えて聞いた結果、認知度は64.8%となりました。しかし、学年が上がるごとに認知度は低くなり、高校生は35.9%にとどまりました。

保護者については、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると52.3%で、子どもの学年が上がるごとに、子どもと同様に認知度は下がっていました。

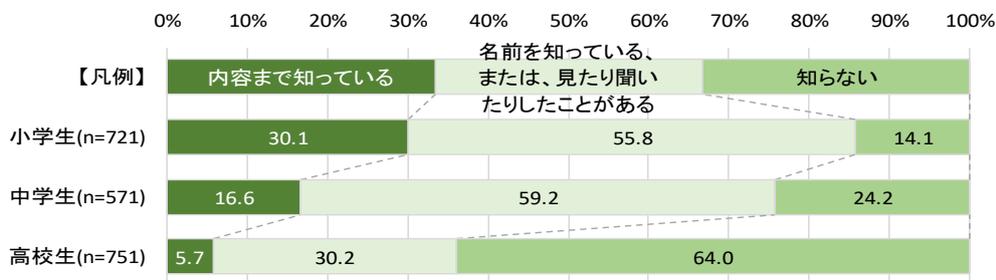
子どもの認知度



保護者の認知度

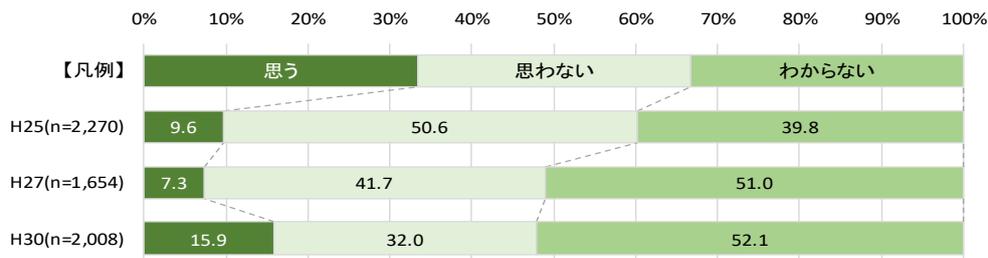


「こころの鈴」を知っているか(子どもの年代別)



こころの鈴に「相談したいと思う」と回答した人は増加し、「思わない」と答えた人は減少してきています。

「こころの鈴」に相談したいと思うか(経年比較)

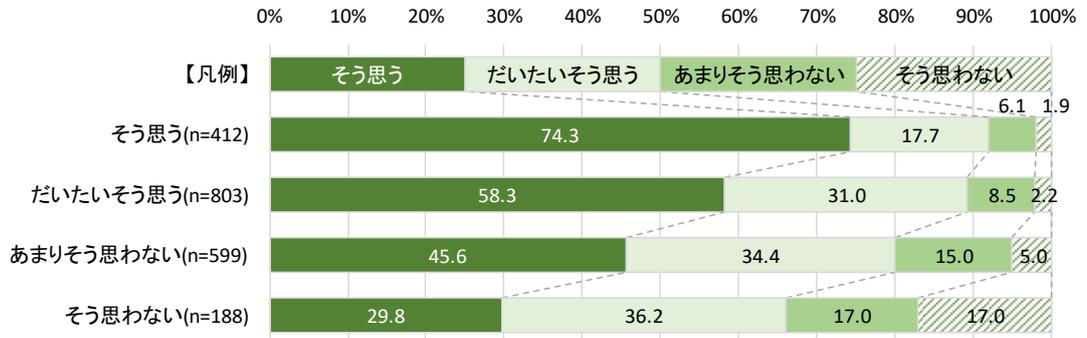


キ 自己肯定感と他の項目との関連

自己肯定感の高い子どもと低い子どもが、他の設問にどう答えたかについて、有意差がみられた主なものは次のとおりです。

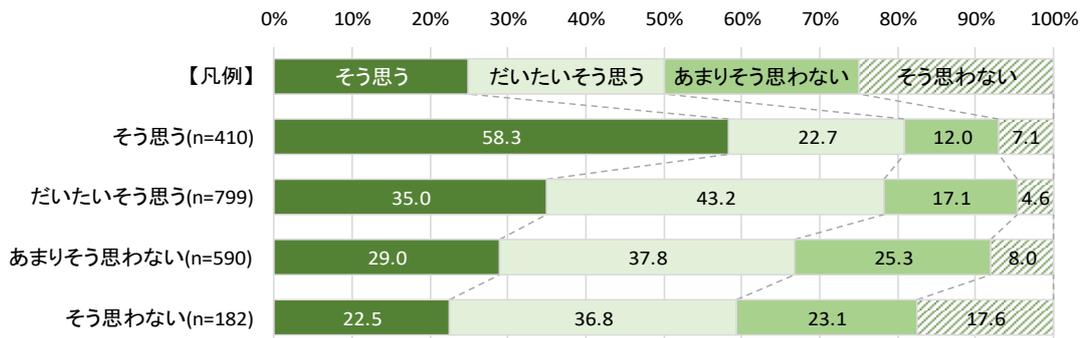
(ア) 家庭で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



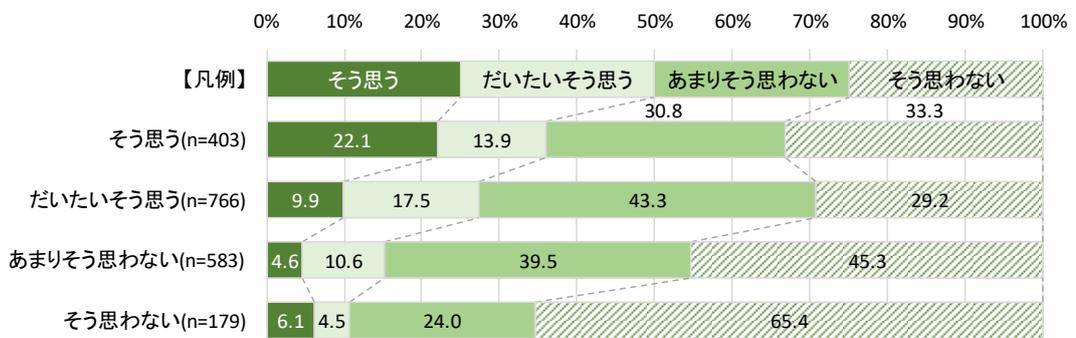
(イ) 学校で先生に考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



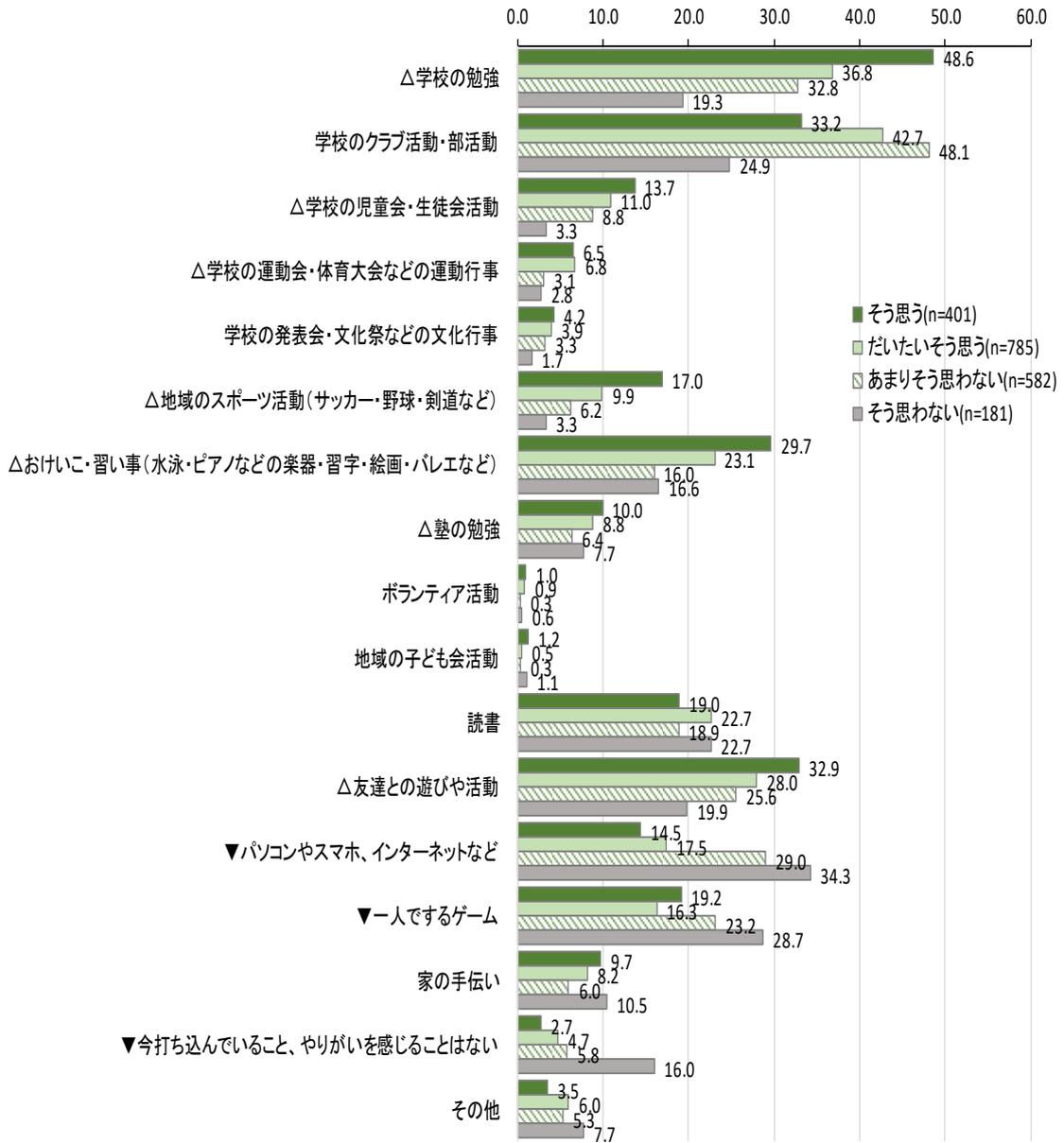
(ウ) 地域で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



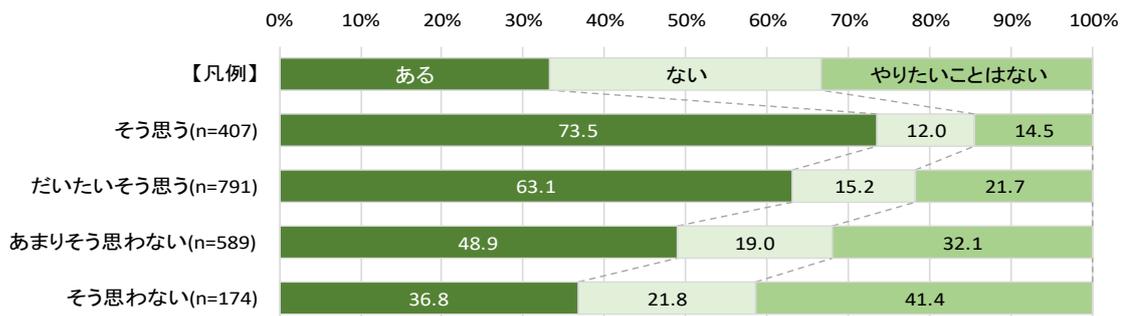
(エ) 今、打ちこんでいること

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計) (%)



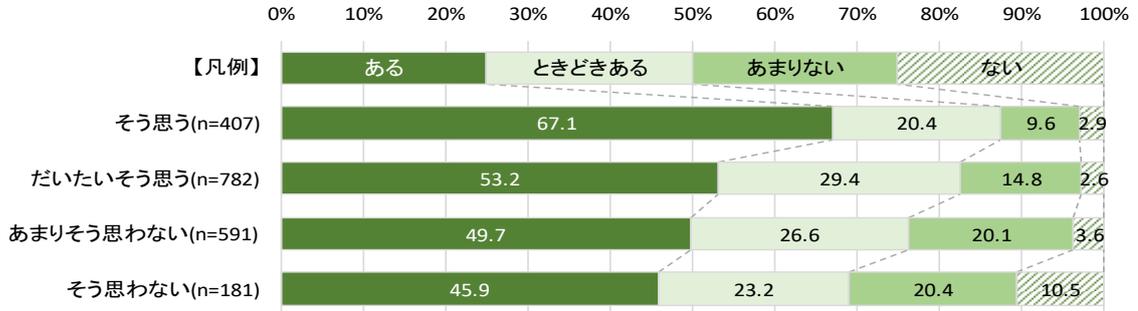
(オ) 地域の中でやりたいことが出来る場所があるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



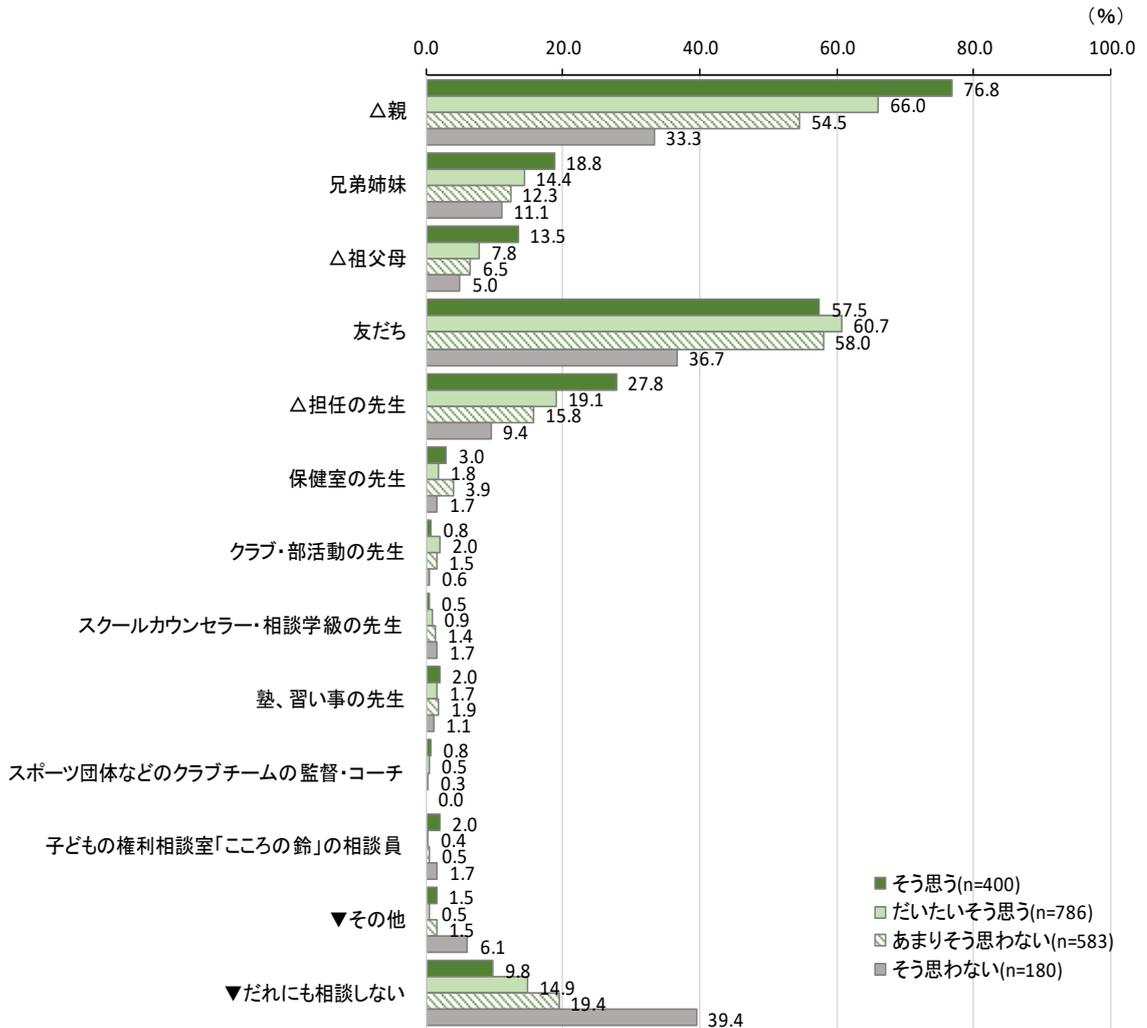
(カ) 自分の好きなことをする時間が十分にあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



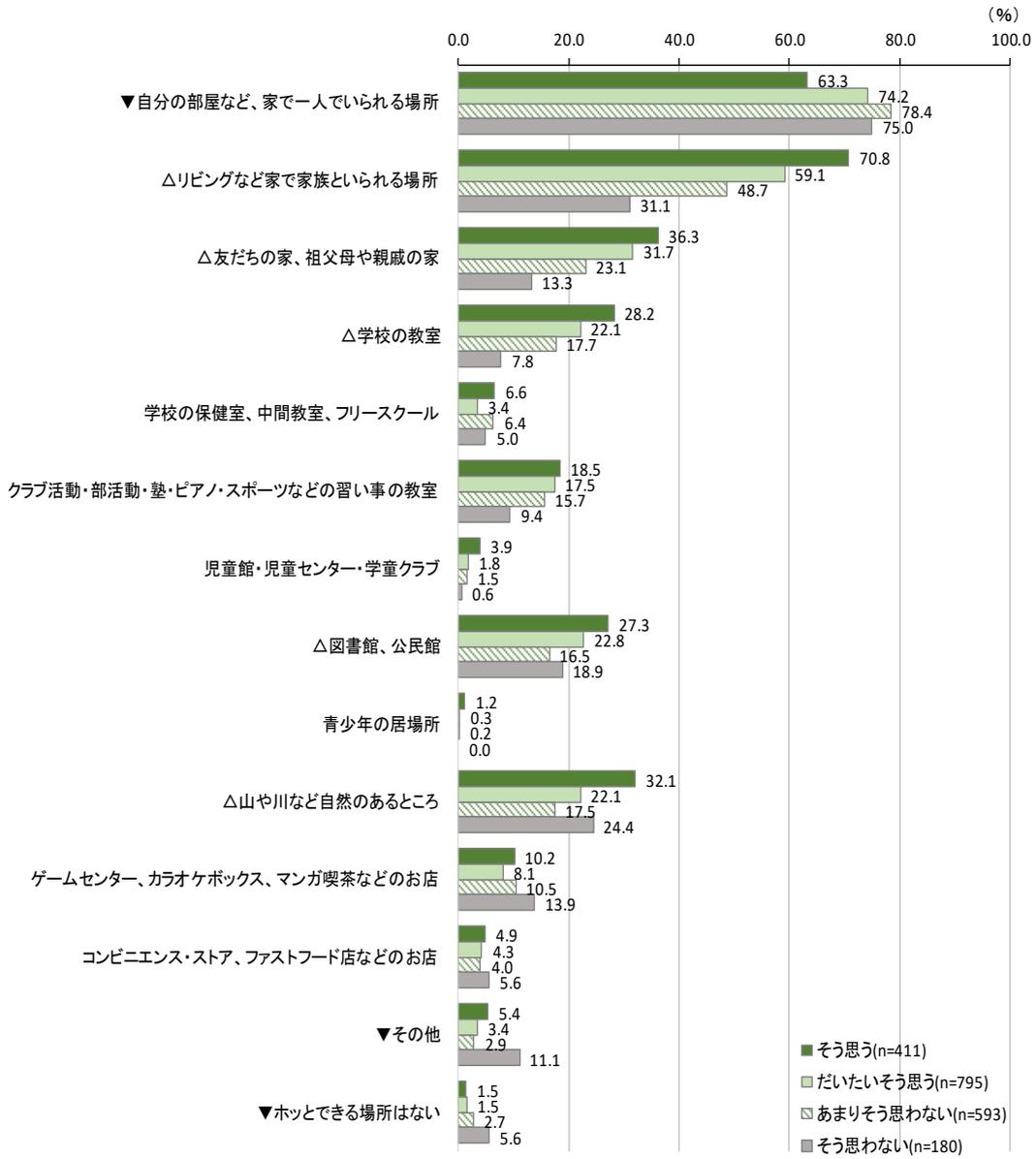
(キ) 困っているとき、つらいとき、だれに相談するか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



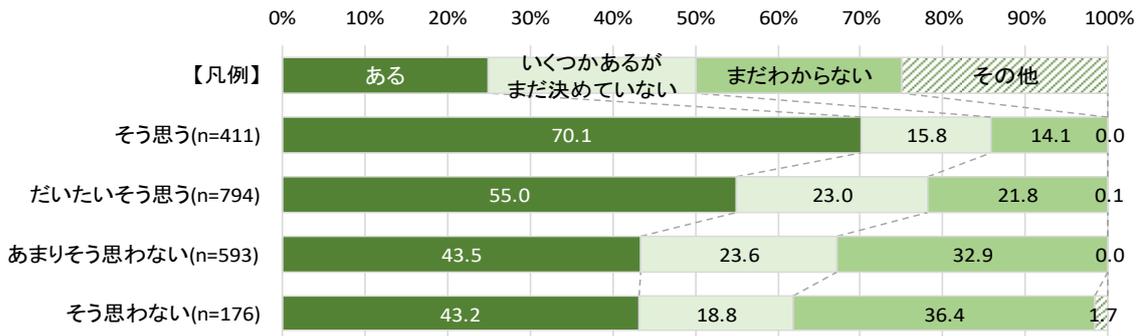
(ク) ホットできる場所はどこか

(「自分のことが好きか」とのクロス集計)



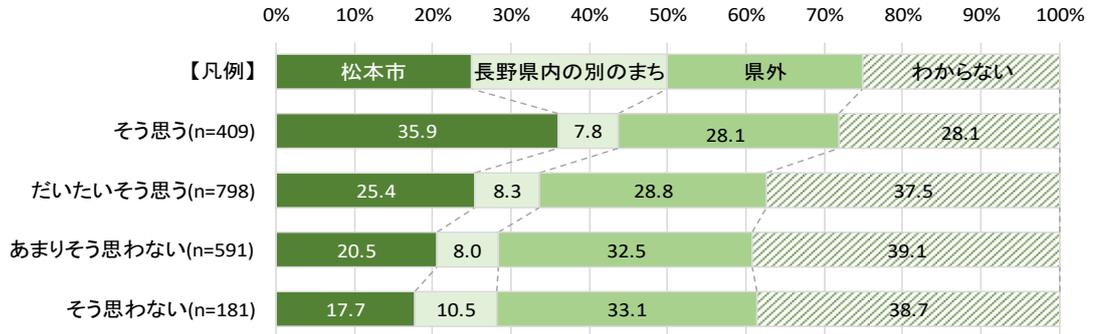
(ケ) 将来つきたい仕事はあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



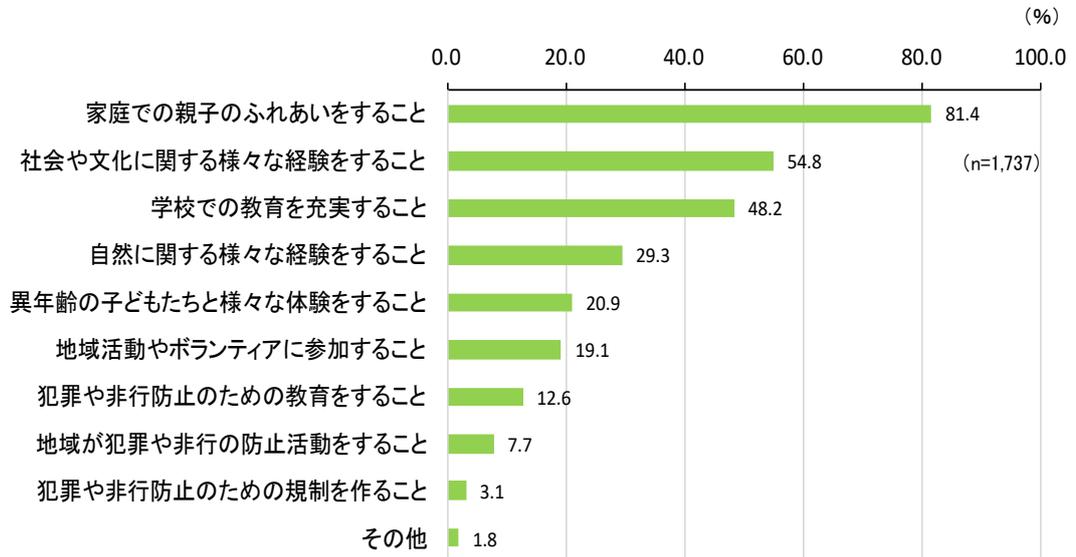
(コ) おとなになって住みたいまちはどこか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



ク 子どもがすこやかに育つために必要だと思うこと (保護者の回答)

【複数回答】



ケ 「子どもの権利条例」ができたことへの評価の理由 (自由記述から)

～良かったと思う～

- ▶ 大人と同じように遠慮なく堂々と生きることを細かく書いてあるから。(小学生)
- ▶ 一人で困っているときに悩みを聞いてくれる場所ができたから。(中学生)
- ▶ 虐待死が増える中、この条例ができたのはそれを止める第一歩になると思うから。(中学生)
- ▶ 松本市が子どもを大切にしていこうという気持ちが伝わるから。(高校生)

～良かったと思わない～

- ▶ 条例ができただけでこの世界が変わったわけでもないから。(小学生)
- ▶ どうせ変わらない。子どもは大人のわからないところで誰かを傷つける。(中学生)
- ▶ 子どもの権利についてまだ知らない人がいる。(高校生)

3 「子どもへのヒアリング」の結果から（抜粋）

子どもの意見を計画に取り入れるために、まつもと子ども未来委員と子どもにやさしいまちづくり委員が、グループに分かれ意見交換を行いました。

(1) ヒアリングの概要

ア 実施日

平成30年12月9日（日）

イ 会場

あがたの森文化会館

ウ 参加者

まつもと子ども未来委員会 17名（小学5年生～中学3年生）

子どもにやさしいまちづくり委員会 11名

エ 内容

第1次推進計画の7つの推進施策うち、「子どもの権利の普及と学習への支援」、「子どもの相談・救済の充実」、「子どもの意見表明・参加の促進」、「子どもの居場所づくりの促進」の4施策について意見交換

(2) ヒアリング結果

ア 子どもへの権利の普及と学習への支援について

- ▶ 子どもへの権利の学習パンフレットや権利ニュース等は、文字数をもっと減らし、イラストや漫画、印象に残るフレーズ等載せるなどすると良い。
- ▶ こころの鈴の周知方法は、カード以外にも下敷きや消しゴム、クリアファイル等、子どもの手元に残る物を作ると良い。
- ▶ 子どもへの権利に関する配布物については、単に配布して終わるのではなく、学校の先生からの説明や子ども同士で話し合う機会を設ける等、工夫があると良い。
- ▶ 人が多く集まる施設（イオンモール等）で、子どもへの権利に関するイベント等を開催したり、多くのサポートがいるプロスポーツチーム（松本山雅）とタイアップしたりして、PRすると良い。

イ 子どもへの相談・救済の充実について

- ▶ 知らない人に相談するのは勇気がいるので、優しくそうな人や身近な人（友達の親等）、歳の近い人等、相談しやすい人がいてくれると良い。
- ▶ 親に相談すると心配しすぎてしまうので、親に気付かれないようにするため、また、自分の中で相談したいことを整理するためにも、手紙で相談ができると良い。

- ▶ 学校内でも、いじめや子どもたちの状況、家庭での状況等について、話し合ってもらい（情報共有）、問題があると感じれば、早めに関係機関等に繋げるといった対応をしてあげると良い。

ウ 子どもの意見表明・参加の促進について

- ▶ まず、未来委員会の活動を知ってもらうことが大切。未来委員会の募集ポスターに委員の顔写真を入れて、友達から声をかけてもらえるようにしたり、紙媒体だけでなく動画を活用したりすると良い。
- ▶ いろいろなイベントに未来委員会が参加したり、未来委員会の活動を周知したりと、参加者数を増やすことで、未来委員会の活動や未来委員会に似た活動が広がっていくと良い。
- ▶ 地域住民（大人）と一緒にいろいろなことを話したり、意見を聞いてもらったりする機会があると良い。

エ 子どもの居場所づくりの促進について

- ▶ 公園や児童館・児童センターなど、身体を動かして遊ぶ場所はたくさんあっても、静かに落ち着いていられるところは限られている（図書館は静かだが、市内に数箇所しかない）。
- ▶ いつでも、だれでも、無料で使える居場所（ゲームができる場所、思いきり外遊びやボール遊びができるグラウンド、カフェのような場所等）が欲しい。
- ▶ 優しく、子どもの意見をしっかり聞いてくれる人がいる場所があると良い。

4 「松本市民満足度調査」結果から（抜粋）

松本市総合計画をもとに松本市が実施する各分野の施策について、松本市の環境・体制の評価や自身の行動について測ることによって、各施策の進捗状況を継続的に把握することを目的に平成23年度から実施しているものです。

(1) アンケートの概要

ア 調査期間

第1回 平成30年11月1日から11月23日まで

第2回 平成31年1月18日から2月11日まで

イ 調査対象及び回収率

松本市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

2,400名（1,200名×2回）回収数1,309名（回収率54.5%）

ウ 実施方法

返信用封筒を同封した質問票送付によるアンケート調査形式

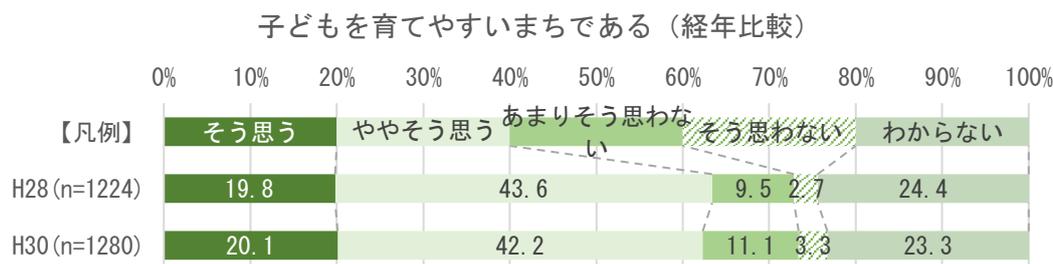
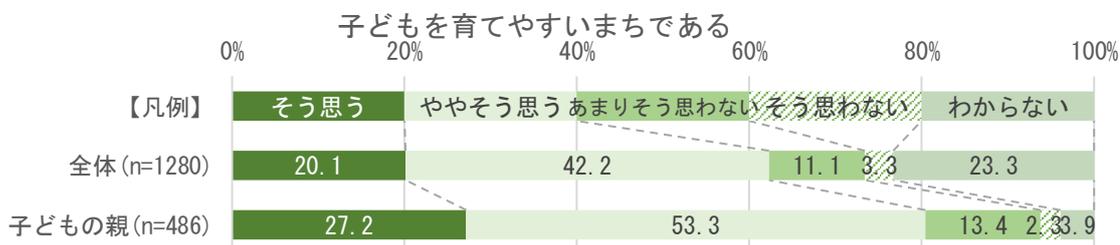
エ 設問項目

松本での暮らしについて・施策の評価・行政に対する評価・松本市の生活についてなど

(2) アンケート結果について

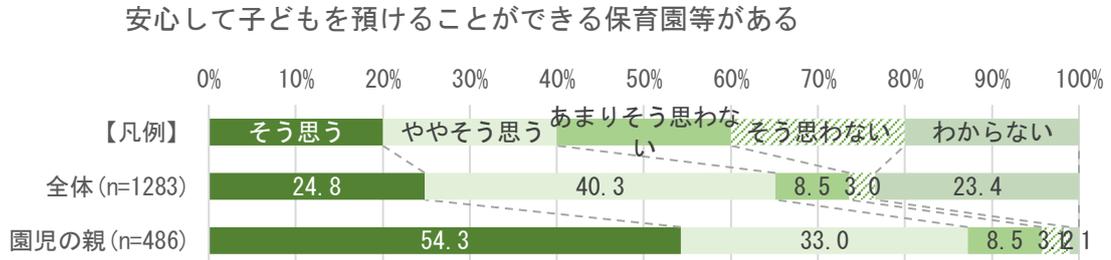
ア 子どもを育てやすいまちであるか

子育て関連施策については、肯定的評価が高く、「子どもを育てやすいまちであるか」については受益者である子どもの親は80.5%にのぼっており、経年変化をみるとではわずかに上昇しています。

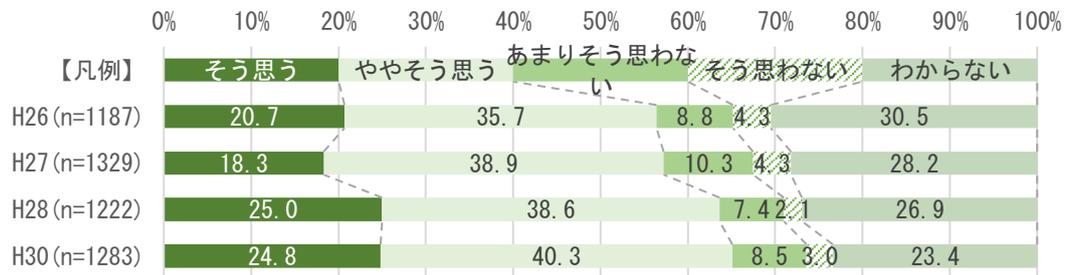


イ 安心して子どもを預けることができる保育園等がある

園児の親は、87.3%が「安心して子どもを預けることができる保育園等がある」と答えています。

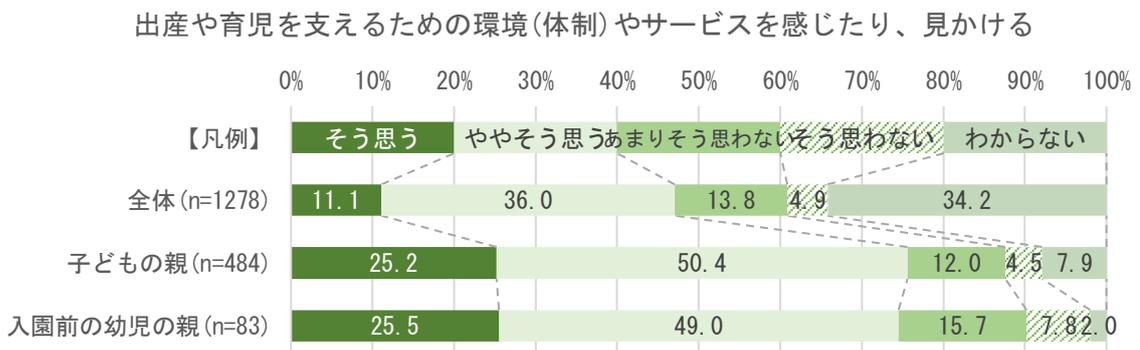


安心して子どもを預けることができる保育園等がある（経年比較）

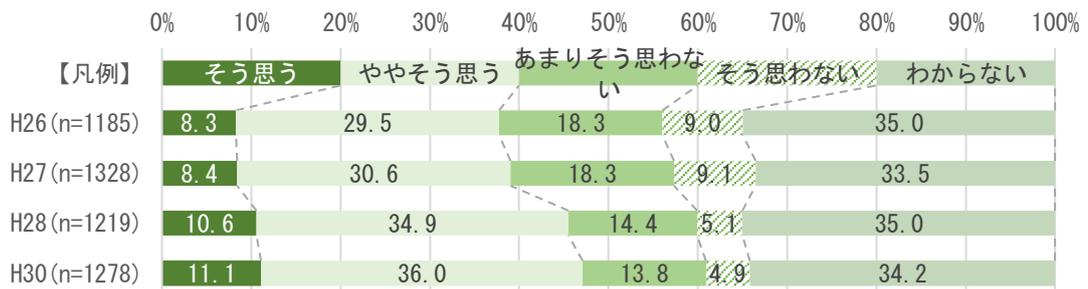


ウ 出産や育児を支えるための環境（体制）やサービスを感じたり見かける

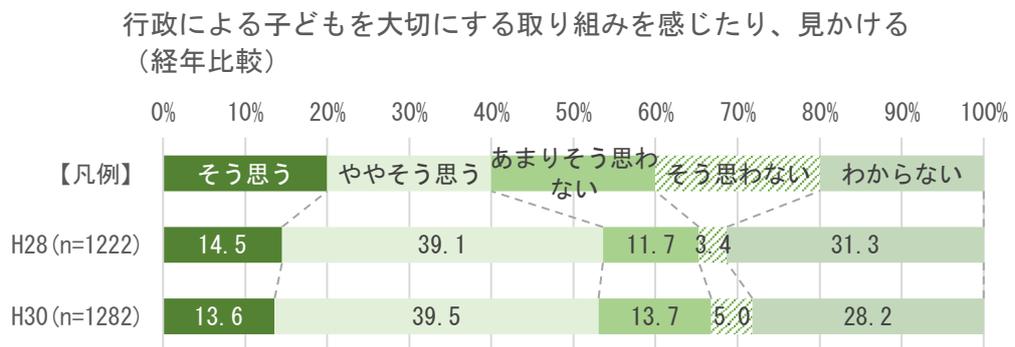
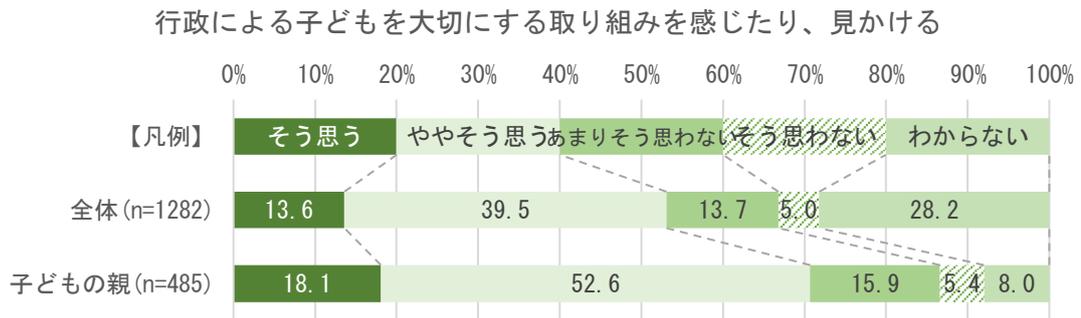
子どもを持つ親は70%以上が感じたり見かけると答えており、経年変化をみると少しずつ上昇しています。



出産や育児を支えるための環境(体制)やサービスを感じたり、見かける（経年比較）

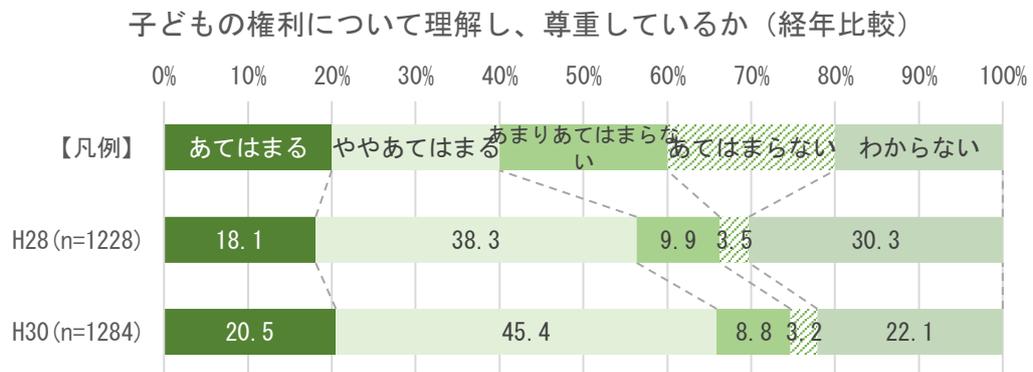
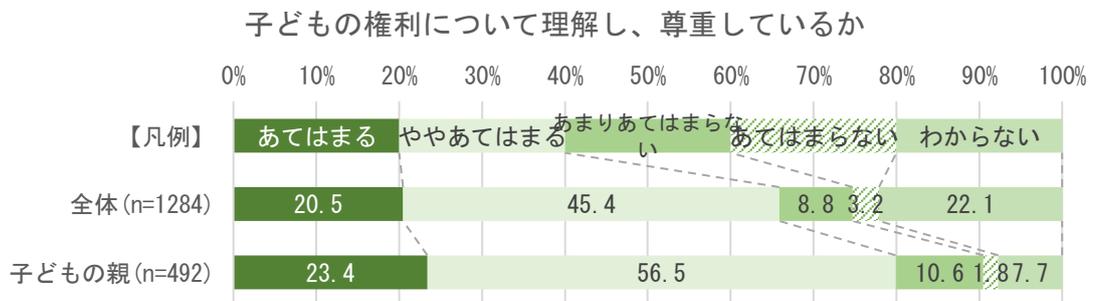


エ 行政による子どもを大切にしている取り組みを感じたり、見かける



オ 子どもの権利について理解し、尊重している

全体では65.9%、子どもの親は79.9%が、子どもの権利について理解し、尊重していると答えています。



カ 青少年の自主性や主体性を育む活動を行っているか

